官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（八二）　四
○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（八三）　六
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　七
○愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（八五）　七
〔政　令〕
○法務省組織令の一部を改正する政令（四〇五）　八
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（四〇六）　八
○登記手数料令の一部を改正する政令（四〇七）　九
○公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四〇八）　九
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（四〇九）　九
○薬剤師法施行令の一部を改正する政令（四一〇）　一〇
〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇八）　一〇
○建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一九）　一三
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三九三）　一五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三一四～三一一）　一四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**三一三～三一五）　一三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三一六～三一八）　一三
○与論空港の施設変更許可申請があった件（**国土交通**一〇六七）　一四
〔官庁報告〕
公聴会
与論空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
損害保険契約者保護機構令和六事業年度決算、司法書士名簿登録等関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（法律第八十二号）（法務省）

第1　保護司法の一部改正

1　保護司の使命に関する規定の整備

保護司の使命に「社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」を明記する等、規定を整備する。（第一条関係）

2　保護司の推薦及び委嘱に関する規定の整備

(1)　委嘱条件

イ　「人格及び行動について、社会的信望を有すること」を「人格識見が高いこと」に改める。（第三条第一項第一号関係）

ロ　「職務の遂行に必要な熱意を有すること」を「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること」に改める。（第三条第一項第二号関係）

(2)　委嘱手続

イ　保護司の委嘱は、保護司の多様性の確保に配慮しつつ行うものとする。（第三条第三項関係）

ロ　保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うに当たり、関係行政機関等の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。（第三条第五項関係）

3　保護司の任期の延長

保護司の任期を二年から三年に延長する。（第六条関係）

4　保護司の職務の執行区域の弾力化

保護司は、特に必要があるときは、その置かれた保護区の区域外においても職務を行うことができるものとするとともに、当該区域外で職務を行うときは、事前又は事後に地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告するものとする。（第七条関係）

5　保護司会等の任務に関する規定の整備

⑴　保護司会及び保護司会連合会の任務に、保護司の職務に関する研修の機会の提供を追加する。（第十二条第二項第四号、第十三条第二項第四号関係）

⑵　保護司会の任務に、更生保護サポートセンターの運営を追加する。（第十二条第二項第五号関係）

6　保護司会等への支援に関する規定の追加

保護観察所の長は、保護司会等の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、保護司会等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。（第十四条関係）

7　国の責務に関する規定の追加

国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。（第十六条関係）

8　地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、保護司等の活動に対して必要な協力をするように努めなければならないものとするとともに、７の規定による措置の実施に関して国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとする。（第十八条関係）

9　事業主の措置に関する規定の追加

事業主は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。（第十九条関係）

10　不利益取扱いの禁止に関する規定の追加

労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろうとしたこと又は保護司であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。（第二十条関係）

11　その他

その他規定の整備をする。

第２　更生保護事業法の一部改正

1　更生保護事業における保護の対象者の拡大

更生保護事業における保護の対象に保護観察処分少年で保護観察を終了したもの及び在宅保護観察付全部執行猶予者で保護観察を終了したものを追加する。（第二条第二項関係）

2　地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、更生保護事業に対して必要な協力をするように努めなければならないものとする。（第三条第二項関係）

3　安全の確保に関する規定の追加

法務大臣は、更生保護事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、当該事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならないものとする。（第六十一条の三関係）

第３　更生保護法の一部改正

1　地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、民間の団体等による更生保護活動に対して必要な協力をするように努めなければならないものとする。（第二条第二項関係）

2　中央更生保護審査会に関する規定の整備

中央更生保護審査会の委員長及び委員について、後任者が任命されるまでの職務継続規定を整備するとともに、委員長が欠けた場合の職務執行規定を整備する。（第七条第二項及び第三項、第十条第二項、第十一条第五項関係）

3　保護司の職務遂行における指針の明記

保護司は、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮して職務に従事するものとする。（第三十二条関係）

4　公務所等照会に関する規定の追加

保護観察所の長は、保護観察のための調査又は生活環境の調整において、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。（第六十四条第四項、第八十四条関係）

5　鑑別の求めに関する規定の追加

保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。（第七十八条の三関係）

6　収容中の者等に対する生活環境の調整に関する規定の整備

⑴　生活環境の調整の対象に労役場に留置されている者を追加する。（第八十二条第一項関係）

⑵　生活環境の調整の方法として、対象者との面接を行うことを明記するとともに、保護観察所の長は、生活環境の調整を行うに当たっては、収容中の者等が収容されている刑事施設又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができるものとする。（第八十二条第一項及び第二項関係）

7　更生緊急保護の開始等に関する規定の整備

労役場に留置されている者について、更生緊急保護の申出をできるものとする。（第八十六条第一項関係）

8　その他

その他規定の整備をする。

第４　附則

1　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

2　所要の経過措置を定める。

3　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十三号）（警察庁）

1　位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加

いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加える。（第二条第三項関係）

2　職権での警告を可能とするための規定の整備

警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができることとする。（第四条関係）

3　警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備

警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等（以下「警告等」という。）をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。（第四条第三項、第五条第六項関係）

4　ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備

警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下「相手方情報保有者等」という。）が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等を

するおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。(第六条関係)

5　ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備

ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。(第九条第三項関係)

6　禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備

禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。(第十四条関係)

7　施行期日等

⑴　４を除き、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)

⑵　４については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一項第二号関係)

⑶　この法律の経過措置等について定める。(附則第二項、第三項関係)

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十四号）(内閣府本府)

1　接近禁止命令等における禁止行為の追加

⑴　接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下⑴及び⑵において同じ。）（⑵に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得することを追加する。(第十条第二項第十号関係)

⑵　接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付けること、位置特定用識別情報送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすることを追加する。(第十条第二項第十一号関係)

2　その他

その他規定の整備をする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則関係)

◇愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（法律第八十五号）(文部科学省)

1　趣旨

この法律は、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めるものとする。(第一条関係)

2　大会の準備及び運営のための特別措置

⑴　国の補助

国は、大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（⑵及び⑶において「組織委員会」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。(第二条関係)

⑵　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。(第三条関係)

⑶　電波法の特例

電波法第百三条第一項（第一号、第二号、第四号、第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。(第四条関係)

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第四百五号）(法務省)

1　大臣官房司法法制部の所掌事務に、民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関する事務を追加する。(第三条関係)

2　大臣官房司法法制部審査監督課の所掌事務に、民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関する事務を追加する。(第二十一条関係)

3　この政令は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行の日（令和八年一月十五日）から施行する。(附則関係)

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第四百六号）(総務省)

1　第三十条の十四第一項に規定する住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によっては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（戸籍謄本等若しくは除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。以下同じ。）の提出を求めることができるものとする。(第三十条の十四第一項及び第三項関係)

2　第三十条の十四第三項に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名の変更の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によってはその者の氏に変更があったこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めることができるものとする。(第三十条の十四第四項及び第五項関係)

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行するものとする。(附則第一項関係)

◇**登記手数料令の一部を改正する政令**（政令第四百七号）（法務省）

1　趣旨に関する規定の整備

所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによるものとする。（第一条関係）

2　所有不動産記録証明書の交付についての手数料に関する規定の整備

所有不動産記録証明書の交付についての手数料は、一通につき千六百円とする。（第二条第三項関係）

3　電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料に関する規定の整備

⑴　電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料は、一通につき千四百七十円（当該所有不動産記録証明書の送付を求める場合にあっては、千五百円）とする。（第三条第二項関係）

⑵　所有不動産記録証明書の送付を書留又は郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、当該取扱いに要する料金を加算した額とする。（第三条第七項関係）

4　手数料の納付の免除に関する規定の整備

国又は地方公共団体の職員が、職務上所有不動産記録証明書の交付を請求する場合にも手数料を納めることを要するものとする。（第十八条関係）

5　その他

その他所要の改正を行う。

6　附則

⑴　この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇**公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四百八号）（消費者庁）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

◇**公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令**（政令第四百九号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の政令で定める法律として、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）を追加する。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇**薬剤師法施行令の一部を改正する政令**（政令第四百十号）（厚生労働省）

1　薬剤師法施行令の一部改正

⑴　薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合における、死亡又は失踪の届出義務者による薬剤師名簿の登録の消除の申請について、電子情報処理組織を使用する方法により当該申請を行う場合は、都道府県知事を経由することを要しないものとする。（第六条第二項関係）

⑵　届出義務者が、死亡又は失踪の宣告を受けた薬剤師に係る登録の消除の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合は、当該薬剤師の免許証の返納についても、都道府県知事を経由することを要しないものとする。（第十条第三項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

2　施行期日

この政令は、令和七年十二月二十六日から施行する。（附則関係）

法　律

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十二号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（保護司法の一部改正）

第一条　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「世論の啓発」を「の世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」に、「地域社会の浄化をはかり」を「安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「すべて」を「全て」に、「委嘱する」を「委嘱する」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　人格識見が高いこと。

二　第三条第一項第四号及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。

三　職務の遂行に必要な時間を確保できること。

第三条第三項中「委嘱は」の下に「、多様な保護司の多様性の確保に配慮しつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

5　同条第一項の重要性に鑑み、「から」の下に「、保護司がそれぞれの個性と能力を発揮して事務に従事することの重要性に鑑み」を加える。

第六条第一項を削る。

第七条中「二年」を「三年」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第八条ただし書中「但し」を「ただし」に、「は、この限りでない」を「その他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　保護司は、前項ただし書の規定によりその置かれた保護区の区域外において職務を行うとき（地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。）は、あらかじめ、又はその後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

第八条を第七条とする。

第八条の二第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、又は」に、「ための」を「たための地方公共団体の施策及び」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第二項第一号中「第八条の二」を「第八条」に改め、同項第四号中「事項」を「事務」に改め、同項を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　保護司の職務に関する研修の機会の提供

五　更生保護サポートセンター（保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。）の運営

第十三条を第十二条とする。

第十四条第四号中「事項」を「事務」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　保護司に関する研修の機会の提供

第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保護司会等への支援）

第十四条　保護観察所の長は、第十二条第二項に規定する保護司会の任務及び前条第二項に規定する保護司会連合会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

２　地方公共団体は、第十六条の措置の実施に関し国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（事業主の措置）

第十九条　事業主（国及び地方公共団体を除く。）は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第二十条　労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろうとしたこと又は保護司であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（国の責務）

第十六条　国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（更生保護事業法の一部改正）

第二条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「者」を「者又は保護観察に付されていた者」に改め、同項第三号中「（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）」を削り、同項第八号中「退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。）」を「退院した者」に改める。

第三条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「よう努めなければならない」に改める。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

（安全の確保）

第六十一条の三　法務大臣は、認可事業者及び届出事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、これら事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならない。

（更生保護法の一部改正）

第三条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を促進し」を「（次項において「民間活動」という。）を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し」に改め、同条第二項中「前項の活動」を「民間活動」に、「かんがみ、これ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改める。

第七条に次の二項を加える。

２　委員長及び委員は、再任されることができる。

３　委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第十条第二項中「とき」を「とき、又は委員長が欠けたとき」に、「職務」を「職務を代理し、又はその職務」に改める。

第十一条第五項中「ある」を「あり、又は委員長が欠けた」に、「職務」を「職務を代理し、又はその職務」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第三十二条中「保護司は」の下に「、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮して」を加える。

第六十四条に次の一項を加える。

４　保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

（鑑別の求め）

第七十八条の三　保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている保護観察付猶予者（同項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）を除く。）について、その保護観察の開始に際し、執行を猶予された刑を言い渡される理由となった犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために必要とは認められないときは、この限りでない。

第八十一条の二中「刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第八十二条の見出し中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同条第一項中「ている者又は」を「、若しくは労役場に留置されている者又は」に、「収容中の者」を「収容中の者等」に、「ときは」を「ときは、その者との面接を行うこと」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、収容中の者等が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

３　前項の規定による聴取は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

第八十四条中「第六十一条第一項」の下に「及び第六十四条第四項」を加える。

第八十六条第一項中「収容中の者」を「収容中の者等」に、「又は」を「、第八号又は」に改め、同条第二項中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、同条第三項ただし書中「期間の満了によって前条第一項第一号」を「終了により前条第一項第一号若しくは第二号」に、「仮退院」を「仮退院若しくは少年法第六十四条第一項第二号の保護処分」に、「同項第九号」を「前条第一項第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中更生保護法第八十二条並びに第八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（保護司の任期及び解嘱に関する経過措置）

２　この法律の施行の際現に保護司に委嘱されている者の任期及び解嘱については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

３　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項」に、「同号」を「第三号」に改め、同項第二号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

第四条第一項中「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る」を削り、「ときは」の下に「、その相手方の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「第一項の申出をした者」を「当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

第四条第四項中「警告」を「第一項の申出を受けた場合において、警告」に、「第一項の」を「当該」に改め、同条第五項中「第一項の申出の受理及び」を削る。

第五条第六項中「、第一項又は第三項の申出を受けた場合において」を削り、「申出をした者」を「禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

第五条第九項中「事案に関する」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第二項、第六項及び第七項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「（特定相手方情報の提供の禁止等）」に改め、同条中「もの」の下に「（次項において「特定相手方情報」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があった場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。

第九条第三項中「住民は、」を「住民並びに」に改め、「相手方」の下に「を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方」を加える。

第十三条第一項中「第四条第一項の申出に係る」を削り、同条第二項中「当該第三条」を「第三条」に改める。

第十四条第一項中「及び同項の」を「若しくは当該」に改め、「事案に関する」を削り、「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改め、同条第二項各号中「事案に関する」を削り、同条第三項中「第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三項の規定　公布の日

二　第六条（見出しを含む。）の改正規定　公布の日から起算して三月を経過した日

（通知に関する経過措置）

2　この法律による改正後の第五条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にした同条第一項の規定による命令及び同条第九項の規定による処分（以下この項において「命令等」という。）について適用し、この法律の施行前にした命令等に係る通知については、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十四号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第九号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項」に、「同号」を「第十一号」に改め、同項第十号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものを

いう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

第十条第三項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十五号

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）

第二条　国は、大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（令和元年五月三十日に一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。次条及び第四条において「組織委員会」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）

第三条　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

（電波法の特例）

第四条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項（第一号、第二号、第四号、第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百五号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十五号を第四十六号とし、第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

第三条第二項中「第四十三号」を「第四十四号」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

五　民事裁判情報の活用の促進に関する法律の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

附　則

この政令は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行の日（令和八年一月十五日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百六号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十条の十四第一項中「に当該旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して」を「を」に、「同項及び第四項」を「次項及び第四項から第六項まで」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「及び前二項」を「、第四項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「に氏に変更があつたこと

並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して」を「を」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によつてはその者の氏に変更があつたこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めることができる。

第三十条の十四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の二第一項の規定によりする同法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による手続（第五項において「庁内確認手続」という。）によつては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（同法第十条第一項に規定する戸籍謄本等若しくは同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。第五項において同じ。）の提出を求めることができる。

第三十一条第二項の表第三十条の三第二項の項を次のように改める。

第三十条の三第二項	市町村長	区長
	その市町村の住民基本台帳	当該区長が作成する住民基本台帳

第三十二条第一項中「第三十条の十四第二項」を「第三十条の十四第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この政令による改正後の」及び「（以下「新令」という。）」を削り、「（新令）」を「（同令）」に改め、同条第二項中「（新令）」を「（住民基本台帳法施行令）」に、「新令第三十条の十三及び」を「同条及び同令」に改める。

附則第三条第一項及び第四条第二項中「新令」を「住民基本台帳法施行令」に改める。

附則第六条中「新令第三十条の十四第一項から第四項まで及び第六項」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項、第三項、第四項、第六項及び第八項」に改め、同条の表第二項の項中「第二項」を「第三項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同表第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第四項の項中「第四項」を「第六項」に改め、同表第六項の項から第六項の表第十五条の三第二項の項までの規定中「第六項」を「第八項」に改める。

附則第七条第一項中「新令第三十条の十四第一項（」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項（」に、「新令第三十条の十四第一項の」を「同令第三十条の十四第一項及び第二項の」に、「同項中次の表の上欄に掲げる字句は、」を「次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項	旧氏の振り仮名の記載を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の記載を
	旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
	を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）	に当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この項、次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）において、住所地市町村長が特別の事情があると認める場合を除く。）を添付して、住所地市町村長
	旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に
	及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名	がその者の旧氏
第二項		

附則第七条第二項中「適用する新令」を「適用する住民基本台帳法施行令」に、「係る新令」を「係る同令」に改める。

附則第八条第一項中「係る新令」を「係る住民基本台帳法施行令」に、「新令」を「同令」に改め、同条第二項中「新令第三十条の十四第七項」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第九項」に改める。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

登記手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百七号

登記手数料令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条の二第四項において準用する同法第百十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。）」の下に「、所有不動産記録証明書」を加える。

第二条第一項中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　所有不動産記録証明書の交付についての手数料は、一通につき千六百円とする。

第三条第一項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「つき、」を「つき」に改め、同条第六項中「登記事項証明書」の下に「、所有不動産記録証明書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第六項から第八項まで」を「前条第七項から第九項まで」に、「（第六項」を「（第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前項」を「第一項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第三項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料（第七項に規定する場合を除く。）は、一通につき千四百七十円（当該所有不動産記録証明書の送付を求める場合にあつては、千五百円）とする。

第四条中「第二条第六項、第七項又は第九項」を「第二条第七項、第八項又は第十項」に改め、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、同条第三号中「前条第四項第三号」を「前条第五項第三号」に改め、同条第四号中「前条第四項第四号」を「前条第五項第四号」に改め、同条第五号中「前条第五項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第六号中「前条第五項第二号」を「前条第六項第二号」に改める。

第十条第二項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同条第三項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十八条中「第二条第六項から第八項まで」を「第二条第三項及び第七項から第九項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部改正）

2　東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百八号

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百九号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十三号を第四百七十四号とし、第四百七十号から第四百七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四百六十九号の次に次の一号を加える。

四百七十　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）

附　則

この政令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

薬剤師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十号

薬剤師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電子情報処理組織」の下に「（第六条第二項ただし書及び第十条第三項ただし書において「電子情報処理組織」という。）」を加える。

第六条第一項中「薬剤師名簿」を「薬剤師は、薬剤師名簿」に、「申請するには」を「申請するときは」に改め、同条第二項中「届出義務者」の下に「（以下この項及び第十条第三項において「届出義務者」という。）」を、「以内に」の下に「、当該薬剤師の氏名及び住所その他必要な事項を記載した申請書を当該薬剤師又は届出義務者の住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第十条第一項中「薬剤師は」の下に「、第六条第一項の規定により」を加え、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　第六条第二項の規定による申請をした届出義務者は、遅滞なく、当該申請に係る薬剤師又は届出義務者の住所地の都道府県知事を経由して、当該薬剤師の免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行つたときは、都道府県知事を経由することを要しない。

附　則

この政令は、令和七年十二月二十六日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○総務省令第百八号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百六号）の施行に伴い、住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除に係る請求書の記載事項） **第四十二条**　令第三十条の十四第一項、第四項及び第六項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。	（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除に係る請求書の記載事項） **第四十二条**　令第三十条の十四第一項、第三項及び第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。
（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類） **第四十三条**　削除	（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類） **第四十三条**　令第三十条の十四第一項及び第三項に規定する総務省令で定める書面は、戸籍法第十二条の二に規定する除籍謄本等とする。
（情報通信技術活用法の適用） **第五十二条**　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不適当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定による申請等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。	（情報通信技術活用法の適用） **第五十二条**　［同上］

［略］	［略］	［略］
申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合	令第三十条の十四第一項	令第三十条の十四第二項に規定する戸籍確認書面の提出
［略］	［略］	［略］

［2　略］

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	令第三十条の十四第一項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付
［同上］	［同上］	令第三十条の十四第三項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第二条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七十六　略］ 七十七　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第三項の規定による記載 七十八　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第四項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は変更 七十九　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第六項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は削除 ［八十～八十五　略］	（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　［同上］ ［一～七十六　同上］ 七十七　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第二項の規定による記載 七十八　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第三項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は変更 七十九　住民基本台帳法施行令第三十条の十四第四項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は削除 ［八十～八十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第三条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令（令和七年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者のうち、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている旧氏（同令第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）の変更の請求をする者であって、請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同令第三十条の十四第四項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**第一条**　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「新令」という。）第三十条の十四第三項（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する旧氏等記載者のうち、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている旧氏（新令第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）の変更の請求をする者であって、請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る新令第三十条の十四第三項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項		
旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
を、	に当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）を添付して、	及び こと 戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方とし

旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
並びに	及び
こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方とし

第五項	並びに	及び
	こと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと

2　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者のうち、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の変更の請求及び請求をしようとする旧氏に係る旧氏の振り仮名の当該住民票への記載の請求をする者であって、当該請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同条第四項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	旧氏の振り仮名を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を
	旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
	を、	に当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）を添付して、
第五項	並びに	及び
	こと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと

第二条　前条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する住民基本台帳法施行令第三十条の十四第四項の請求を受けた住所地市町村長（同条第一項に規定する住所地市町村長をいう。）は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る同令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百六号）の施行の日から施行する。

		て使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

2　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項に規定する旧氏記載者のうち、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の変更の請求及び請求をしようとする旧氏に係る旧氏の振り仮名の当該住民票への記載の請求をする者であって、当該請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	旧氏の振り仮名を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を
	旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
	並びに	及び
	こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
	戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

第二条　前条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項の請求を受けた住所地市町村長（同条第一項に規定する住所地市町村長をいう。）は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

○国土交通省令第百十九号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条の三第二項、第二十条第一項、第四十条の三並びに第四十四条の三並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第十二条の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（低額受注の正当な理由） **第十三条の十一**　法第十九条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 一　自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。 二　先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。 三　建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。	（新設）
（適正な施工を確保するために不可欠な経費） **第十三条の十二**　法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。 一　法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。） 二　安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。） 三　建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金	（新設）
（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の十三**　法第二十条第五項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 2　（略）	（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の十一**　法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 2　（略）
（建設工事の見積書に係る電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の十四**　令第六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略）	（建設工事の見積書に係る電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の十二**　令第五条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略）

（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の十五　令第六条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第六条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

第十三条の十六～第十三条の十八　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十九　令第六条の五第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

第十三条の二十・第十三条の二十一　（略）

（登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務）

第十八条の八　登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　講習の課程を修了した者に対して、登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十　（略）

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第五号までに掲げるもの又はその写し、これら以外の建設業者にあつては第四号及び第五号に掲げるもの又はその写しとする。

一　（略）

二　建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。第五号において同じ。）

三　（略）

四　法第二十条第一項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書

五　建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した前号の見積書の内容に関する注文者との打合せ記録

6～8　（略）

（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の十三　令第五条の九第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第五条の九第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

第十三条の十四～第十三条の十六　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十七　令第六条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

第十三条の十八・第十三条の十九　（略）

（登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務）

第十八条の八　登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十　（略）

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一　（略）

二　建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三　（略）

（新設）

（新設）

6～8　（略）

改正後	改正前
（権限の委任） **第三十条**　（略） ２　法第三十一条第一項、法第四十条の四及び法第四十一条の規定に基づく権限で建設業者の従たる営業所その他営業に関係のある場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。	（権限の委任） **第三十条**　（略） ２　法第三十一条第一項及び法第四十一条の規定に基づく権限で建設業者の従たる営業所その他営業に関係のある場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。
別記様式第二十五号の八を次のように改める。 様式第二十五号の八　削除	
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部改正） **第二条**　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和六年国土交通省令第百五号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（適正な施工を確保するために不可欠な経費） **第一条**　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。 一　法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。） 二　安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。） 三　建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金	（新設）
（工期等に影響を及ぼす事象） **第二条**　法第十三条第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）とする。	（工期等に影響を及ぼす事象） **第一条**　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
第三条　（略）	**第二条**　（略）

附　則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。ただし、第一条中建設業法施行規則第十八条の八第八号及び別記様式第二十五号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百九十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

令和七年十二月十日

総務大臣　林　芳正

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（令和７年度第４次（12月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ
第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ
第５　歳入歳出年次総合計画
１　一般会計等の実質収支
(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
１　地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
２　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
３　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983
４　国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004
５　繰入金	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196
６　地方債	679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267
うち再生振替特例債	0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0
７　その他	1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029
歳入計	8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292
歳出	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
１　人件費	725,413	630,671	784,593	718,811	88,140	837,634	757,256	38,445	871,807	802,768	45,512	858,193	772,219	△ 30,549
２　物件費	674,765	518,139	623,203	434,195	△ 83,944	696,391	491,303	57,108	654,122	458,684	△ 32,619	606,599	455,082	△ 3,602
３　維持補修費	340,741	174,526	423,972	223,510	48,984	406,235	173,913	△ 49,597	431,428	201,277	27,364	449,722	198,231	△ 3,046
４　扶助費	1,283,403	316,850	1,133,882	362,850	46,000	1,322,851	375,564	12,714	1,385,663	398,774	23,210	1,425,330	397,533	△ 1,241
５　建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,697,980	475,866	△ 744,609	1,138,082	166,716	△ 309,150
(1) 普通建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,679,993	475,266	△ 745,209	1,086,726	166,480	△ 308,786
(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	17,987	600	600	51,356	236	△ 364
６　公債費	2,226,521	1,710,056	2,384,332	1,242,950	△ 467,106	3,539,627	1,722,701	479,751	1,917,844	1,521,666	△ 201,035	1,869,599	1,501,132	△ 20,534
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	453,212	377,677	377,677	482,985	402,488	24,811	482,985	402,488	0
７　繰出金	855,614	774,767	1,997,031	1,907,038	1,132,271	941,995	860,181	△ 1,046,857	921,766	843,500	△ 16,681	1,007,812	928,672	85,172
８　その他	33,756,836	33,697,931	33,235,459	32,822,982	△ 874,949	1,717,241	1,443,576	△ 31,379,406	2,744,054	2,646,125	1,202,549	2,754,760	2,613,006	△ 33,119
歳出計	40,855,888	38,365,285	41,584,088	38,296,373	△ 68,912	11,874,472	7,044,969	△ 31,251,404	10,624,664	7,348,660	303,691	10,110,097	7,032,591	△ 316,069
歳入歳出差引額 (A)	△32,173,140	△32,173,140	456,142	456,142	32,629,282	526,450	526,450	70,308	588,586	588,586	62,136	645,363	645,363	56,777
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	26,326		31,425			9,134			713			38,600		
実質収支額(A)－(B) (C)	△32,199,466		424,717			517,316			587,873			606,763		
(C)のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額	0		0			0			0			0		

（単位：千円）

平成25年度（第５年度）			平成26年度（第６年度）			平成27年度（第７年度）			平成28年度（第８年度）			平成29年度（第９年度）			平成30年度（第10年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
859,159	859,159	△ 30,673	855,247	855,247	△ 3,912	837,670	837,670	△ 17,577	827,966	827,966	△ 9,704	914,412	914,412	86,446	928,303	928,303	13,891
67,614	67,614	△ 3,836	63,959	63,959	△ 3,655	66,798	66,798	2,839	52,956	52,956	△ 13,842	52,526	52,526	△ 430	52,969	52,969	443
5,284,618	5,284,618	18,251	5,129,740	5,129,740	△ 154,878	5,120,321	5,120,321	△ 9,419	4,979,225	4,979,225	△ 141,096	4,946,234	4,946,234	△ 32,991	4,774,251	4,774,251	△ 171,983
1,785,806	18,688	△ 202	2,156,921	36,410	17,722	1,774,914	131,158	94,748	1,874,966	30,319	△ 100,839	1,923,799	56,421	26,102	1,745,117	58,547	2,126
946,193	889,636	684,106	1,565,648	1,486,052	596,416	1,055,640	858,920	△ 627,132	1,299,703	1,105,725	246,805	248,533	133	△ 1,105,592	422,406	0	△ 133
811,000	274,200	3,793	1,289,879	255,579	△ 18,621	809,143	265,443	9,864	1,505,309	177,409	△ 88,034	1,042,075	174,575	△ 2,834	968,781	171,781	△ 2,794
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,706,575	975,082	19,604	1,813,828	1,082,276	107,194	2,090,797	1,165,194	82,918	2,696,247	1,560,011	394,817	2,353,872	1,329,448	△ 230,563	2,416,604	673,554	△ 655,894
11,460,965	8,368,997	691,043	12,875,222	8,909,263	540,266	11,755,283	8,445,504	△ 463,759	13,236,372	8,733,611	288,107	11,481,451	7,473,749	△ 1,259,862	11,308,431	6,659,405	△ 814,344
歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
841,813	766,993	△ 5,226	872,094	788,440	21,447	1,031,858	898,170	109,730	976,671	857,919	△ 40,251	999,893	879,378	21,459	1,007,603	875,591	△ 3,787
650,164	479,004	23,922	642,030	456,830	△ 22,174	917,015	523,955	67,125	843,601	493,353	△ 30,602	933,235	543,086	49,733	882,333	468,285	△ 74,801
394,862	184,814	△ 13,417	405,561	178,250	△ 6,564	352,106	144,864	△ 33,386	365,441	171,105	26,241	507,040	271,045	99,940	440,239	220,791	△ 50,254
1,446,986	436,538	39,005	1,450,684	395,977	△ 40,561	1,407,233	345,285	△ 50,692	1,624,522	424,929	79,644	1,362,738	351,324	△ 73,605	1,302,016	351,595	271
1,116,443	234,547	67,831	1,811,922	88,588	△ 145,959	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008	1,240,818	78,322	△ 14,812
1,086,397	214,478	47,998	1,811,922	88,588	△ 125,890	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008	1,235,090	76,873	△ 16,261
30,046	20,069	19,833	0	0	△ 20,069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,728	1,449	1,449
3,893,627	3,551,934	2,050,802	3,867,327	3,526,894	△ 25,040	3,677,144	3,412,584	△ 114,310	3,694,560	3,441,595	29,011	3,314,621	3,062,172	△ 379,423	3,397,640	3,128,627	66,455
2,558,450	2,479,250	2,076,762	2,558,449	2,484,477	5,227	2,558,450	2,489,784	5,307	2,558,449	2,495,169	5,385	2,558,449	2,500,637	5,468	2,558,449	2,506,186	5,549
911,580	831,627	△ 97,045	974,843	884,857	53,230	928,308	823,997	△ 60,860	947,681	846,723	22,726	829,132	728,697	△ 118,026	799,027	705,498	△ 23,199
1,551,794	1,229,844	△ 1,383,162	2,172,157	1,910,823	680,979	1,830,494	1,348,229	△ 562,594	2,875,359	1,529,634	181,405	1,859,968	1,259,621	△ 270,013	2,153,573	745,514	△ 514,107
10,807,269	7,715,301	682,710	12,196,618	8,230,659	515,358	10,875,544	7,565,765	△ 664,894	12,334,145	7,831,384	265,619	11,196,159	7,188,457	△ 642,927	11,223,249	6,574,223	△ 614,234
653,696	653,696	8,333	678,604	678,604	24,908	879,739	879,739	201,135	902,227	902,227	22,488	285,292	285,292	△ 616,935	85,182	85,182	△ 200,110
28			2,374			13,175			40			0			85		
653,668			676,230			866,564			902,187			285,292			85,097		
0			0			0			0			0			0		

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）			令和２年度（第12年度）			令和３年度（第13年度）			令和４年度（第14年度）			令和５年度（第15年度）			令和６年度（第16年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
921,776	921,776	△ 6,527	860,659	860,659	△ 61,117	900,649	900,649	39,990	870,855	870,855	△ 29,794	896,373	896,373	25,518	915,498	915,498	19,125
54,733	54,733	1,764	56,777	56,777	2,044	57,591	57,591	814	63,204	63,204	5,613	59,055	59,055	△ 4,149	60,638	60,638	1,583
4,817,894	4,817,894	43,643	4,942,168	4,942,168	124,274	5,306,133	5,306,133	363,965	5,276,853	5,276,853	△ 29,280	5,286,366	5,286,366	9,513	5,342,937	5,342,937	56,571
1,672,895	25,836	△ 32,711	2,701,475	442,834	416,998	2,300,647	189,846	△ 252,988	3,220,606	309,831	119,985	1,918,968	292,598	△ 17,233	1,687,230	248,769	△ 43,829
760,475	381,343	381,343	783,035	300,000	△ 81,343	746,409	268,156	△ 31,844	530,750	43,777	△ 224,379	673,611	178,298	134,521	675,587	161,284	△ 17,014
1,125,632	130,232	△ 41,549	1,040,037	135,337	5,105	672,613	163,113	27,776	1,410,709	42,609	△ 120,504	847,230	18,930	△ 23,679	212,320	8,820	△ 10,110
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,958,133	577,829	△ 95,725	1,793,436	949,734	371,905	1,522,344	630,978	△ 318,756	1,857,804	1,029,388	398,410	1,405,810	623,669	△ 405,719	1,071,637	348,291	△ 275,378
11,311,538	6,909,643	250,238	12,177,587	7,687,509	777,866	11,506,386	7,516,466	△ 171,043	13,230,781	7,636,517	120,051	11,087,413	7,355,289	△ 281,228	9,965,847	7,086,237	△ 269,052
歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1,093,270	972,357	96,766	1,127,751	994,809	22,452	1,300,984	1,152,545	157,736	1,114,918	1,005,935	△ 146,610	1,232,291	1,091,397	85,462	1,254,723	1,101,474	10,077
971,510	465,698	△ 2,587	1,233,094	637,630	171,932	1,328,587	599,413	△ 38,217	1,309,591	643,821	44,408	1,505,263	835,119	191,298	1,402,702	769,555	△ 65,564
435,353	186,176	△ 34,615	319,245	205,315	19,139	311,672	193,762	△ 11,553	346,748	234,130	40,368	280,376	179,825	△ 54,305	313,760	223,691	43,866
1,297,032	334,792	△ 16,803	1,337,974	364,216	29,424	1,578,972	358,169	△ 6,047	1,441,464	370,431	12,262	1,559,597	585,473	215,042	1,417,485	497,379	△ 88,094
1,784,676	148,124	69,802	1,124,020	104,109	△ 44,015	749,241	88,230	△ 15,879	2,777,745	124,911	36,681	1,077,333	84,204	△ 40,707	347,734	55,380	△ 28,824
1,782,678	148,026	71,153	1,124,020	104,109	△ 43,917	749,241	88,230	△ 15,879	2,773,752	121,759	33,529	1,077,333	84,204	△ 37,555	347,734	55,380	△ 28,824
1,998	98	△ 1,351	0	0	△ 98	0	0	0	3,993	3,152	3,152	0	0	△ 3,152	0	0	0
3,408,259	3,131,552	2,925	3,432,376	3,168,551	36,999	3,495,434	3,243,435	74,884	3,511,620	3,236,174	△ 7,261	3,466,124	3,220,038	△ 16,136	3,595,466	3,377,962	157,924
2,558,449	2,511,819	5,633	2,558,450	2,517,538	5,719	2,558,450	2,523,342	5,804	2,558,450	2,529,234	5,892	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,541,285	6,070
754,815	667,219	△ 38,279	775,623	680,070	12,851	800,724	701,858	21,788	757,597	652,604	△ 49,254	750,043	642,200	△ 10,404	585,125	482,431	△ 159,769
990,489	427,591	△ 317,923	2,344,940	1,050,245	622,654	1,138,333	526,815	△ 523,430	1,640,217	1,037,630	510,815	1,181,204	681,851	△ 355,779	939,500	469,013	△ 212,838
10,735,404	6,333,509	△ 240,714	11,695,023	7,204,945	871,436	10,703,947	6,864,227	△ 340,718	12,899,900	7,305,636	441,409	11,052,231	7,320,107	14,471	9,856,495	6,976,885	△ 343,222
576,134	576,134	490,952	482,564	482,564	△ 93,570	802,439	652,239	169,675	330,881	330,881	△ 321,358	35,182	35,182	△ 295,699	109,352	109,352	74,170
10			238,332			156,856			3,683			34,470			11,866		
576,124			244,232			645,583			327,198			712			97,486		
0			0			0			0			0			0		

（単位：千円）

令和７年度（第17年度）			令和８年度（第18年度）			令和９年度（第19年度）			令和10年度（第20年度）			令和11年度（第21年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
867,921	867,921	△ 47,577	687,936	687,936	△ 15,011	656,516	656,516	△ 31,420	642,599	642,599	△ 13,917	629,149	629,149	△ 13,450
52,903	52,903	△ 7,735	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0
5,177,596	5,177,596	△ 165,341	4,874,988	4,874,988	△ 164,890	4,616,285	4,616,285	△ 258,703	4,588,185	4,588,185	△ 28,100	4,542,132	4,542,132	△ 46,053
1,700,243	65,079	△ 183,690	1,449,074	11,186	0	1,492,355	11,186	0	1,530,481	11,186	0	1,492,136	11,186	0
1,774,866	1,143,878	982,594	1,086,463	815,753	294,767	77,073	0	△ 815,753	77,038	0	0	77,013	0	0
425,500	0	△ 8,820	276,200	0	0	458,800	0	0	639,500	0	0	683,900	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
917,965	356,426	8,135	829,714	344,025	△ 39,659	791,248	331,295	△ 12,730	777,109	323,071	△ 8,224	763,770	310,952	△ 12,119
10,916,994	7,663,803	577,566	9,261,791	6,791,304	75,207	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1,428,878	1,263,308	161,834	1,283,163	1,153,348	80,607	1,175,184	1,106,608	△ 46,740	1,260,462	1,189,059	82,451	1,227,906	1,162,379	△ 26,680
1,875,394	1,051,372	281,817	806,149	509,021	22,123	749,890	536,548	27,527	740,673	524,290	△ 12,258	724,282	514,879	△ 9,411
386,625	263,164	39,473	402,299	237,751	55	398,867	264,667	26,916	398,997	265,937	1,270	396,191	264,083	△ 1,854
1,508,700	466,499	△ 30,880	1,524,836	445,084	△ 5,303	1,505,086	472,640	27,556	1,488,563	467,111	△ 5,529	1,471,569	462,474	△ 4,637
539,190	39,784	△ 15,596	327,573	18,674	△ 14,432	674,847	50,058	31,384	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
539,190	39,784	△ 15,596	327,573	18,674	△ 14,432	674,847	50,058	31,384	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,603,364	3,412,767	34,805	3,719,153	3,576,214	2,802	1,062,444	982,401	△ 2,593,813	1,038,450	962,608	△ 19,793	987,639	911,737	△ 50,871
2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	△ 2,553,700	0	0	0	0	0	0
675,490	562,542	80,111	838,342	748,609	△ 11,493	836,869	747,136	△ 1,473	828,530	738,941	△ 8,195	827,734	738,289	△ 652
899,353	604,367	135,354	360,276	102,603	848	1,746,506	1,512,640	1,410,037	1,677,458	1,443,225	△ 69,415	1,703,297	1,470,805	27,580
10,916,994	7,663,803	686,918	9,261,791	6,791,304	75,207	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
0	0	△ 109,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0			0			0			0			0		
0			0			0			0			0		
0			0			0			0			0		

⑵　特別会計（特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの）：変更前に同じ
⑶　一般会計等の実質収支：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度		計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
歳入歳出差引額	(A)	△ 32,173,140	456,142	526,450	588,586	645,363	653,696	678,604	879,739	902,227	285,292	85,182
翌年度へ繰越すべき財源	(B)	26,326	31,425	9,134	713	38,600	28	2,374	13,175	40	0	85
実質収支額(A)－(B)	(C)	△ 32,199,466	424,717	517,316	587,873	606,763	653,668	676,230	866,564	902,187	285,292	85,097
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質赤字比率（％）		703.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかった場合の実質赤字比率		703.60	677.85	616.89	613.86	581.02	555.69	548.37	511.38	495.36	455.15	410.75

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
576,134	482,564	802,439	330,881	35,182	109,352	0	0	0	0	0
10	238,332	156,856	3,683	34,470	11,866	0	0	0	0	0
576,124	244,232	645,583	327,198	712	97,486	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
358.77	294.64	233.93	187.76	138.89	87.82	51.12	0.00	0.00	0.00	0.00

2　連結実質収支：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度		計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
⑴　一般会計等の実質収支	(A)	32,199,466	△ 424,717	△ 517,316	△ 587,873	△ 606,763	△ 653,668	△ 676,230	△ 866,564	△ 902,187	△ 285,292	△ 85,097
⑵　⑴及び⑶以外の特別会計の実質赤字額	(B)	24,475	△ 82,180	△ 57,583	0	0	△ 81,162	△ 7,393	△ 13,082	△ 74,544	△ 42,485	△ 96,151
国民健康保険事業会計												
実質赤字額		24,475	△ 82,180	△ 57,583	0	0	△ 81,162	△ 7,393	△ 13,082	△ 74,544	△ 42,485	△ 96,151
⑶　公営企業会計の資金不足額	(C)	100,507	△ 15,137	△ 57,118	△ 46,215	△ 57,138	△ 45,841	△ 41,104	△ 82,127	△ 197,601	△ 233,452	△ 274,781
水道事業会計（法適用企業）												
資金不足額		0	△ 15,137	△ 57,118	△ 46,215	△ 57,138	△ 45,841	△ 41,104	△ 82,127	△ 197,601	△ 233,452	△ 274,781
下水道事業会計（法非適用企業）												
資金不足額		100,507	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑷　⑴及び⑶以外の特別会計の実質黒字額	(D)	29,604	12,385	2,303	388	16,036	1,216	14,066	1,240	37,972	1,826	54,233
老人保健医療事業会計		29,403	12,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険事業会計		0	0	2,114	0	14,970	0	12,958	0	36,219	0	52,061
後期高齢者医療事業会計		201	197	189	388	1,066	1,216	1,108	1,240	1,753	1,826	2,172

(5) 公営企業会計の資金剰余額 (E)	809	1,048	1,589	4	0	0	0	0	0	0	0	0
市場事業会計	809	1,048	1,589	4	0	0	0	0	0	0	0	0
連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E） (F)	32,294,035	△ 535,467	△ 635,909	△ 634,480	△ 679,937	△ 781,887	△ 738,793	△ 963,013	△ 1,212,304	△ 563,055	△ 510,262	
標準財政規模 (G)	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135	4,606,486	4,527,509	4,470,396	
連結実質赤字比率 F／G (%)	705.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）
△ 576,124	△ 244,232	△ 645,583	△ 327,198	△ 712
△ 53,740	0	0	0	0
△ 53,740	0	0	0	0
△ 379,416	△ 410,237	△ 414,623	△ 397,134	△ 376,726
△ 379,416	△ 410,237	△ 414,623	△ 397,134	△ 376,726
0	0	0	0	0
32,892	2,160	49,477	98,281	78,203
0	0	0	0	0
30,813	0	46,869	97,376	75,970
2,079	2,160	2,608	1,905	2,233
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
△ 1,042,172	△ 656,629	△ 1,109,683	△ 823,613	△ 455,641
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（単位：千円）

区分＼年度	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
(1) 一般会計等の実質収支 (A)	△ 97,486	0	0	0	0	0
(2) (1)及び(3)以外の特別会計の実質赤字額 (B)	0	0	0	0	0	0
国民健康保険事業会計						
実質赤字額	0	0	0	0	0	0
(3) 公営企業会計の資金不足額 (C)	△ 377,557	0	0	0	0	0
水道事業会計（法適用企業）						
資金不足額	△ 360,313	0	0	0	0	0
下水道事業会計（法適用企業）						
資金不足額	△ 17,244	0	0	0	0	0
(4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 (D)	48,219	0	0	0	0	0
老人保健医療事業会計	0	0	0	0	0	0
介護保険事業会計	47,147	0	0	0	0	0
後期高齢者医療事業会計	1,072	0	0	0	0	0
(5) 公営企業会計の資金剰余額 (E)	0	0	0	0	0	0
市場事業会計	0	0	0	0	0	0
連結実質赤字額（A＋B＋C）－（D＋E） (F)	△ 523,262	0	0	0	0	0
標準財政規模 (G)	4,958,302	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645
連結実質赤字比率 F／G (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3　実質公債費比率：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
(1) 地方債の元利償還金	2,058,218	1,590,811	2,299,746	2,046,422	1,996,152	3,993,298	3,953,339	3,746,089	3,730,177	3,314,621	3,397,639
(2) 準元利償還金	746,779	716,442	1,244,634	613,880	273,915	269,766	262,554	250,954	242,828	233,306	221,889
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	498,151	417,705	484,299	435,539	403,609	376,308	375,533	298,263	288,536	288,104	313,542
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223	543,108	527,623	584,166
(5) 標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135	4,606,486	4,527,509	4,470,396

（単位：％）

(6) 実質公債費比率（単年度）	42.8	31.6	54.1	37.2	29.0	75.6	78.4	74.9	77.3	68.3	70.0
(7) 実質公債費比率（３か年の平均）	42.1	36.8	42.8	40.9	40.0	47.2	61.0	76.3	76.8	73.5	71.8

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
3,407,651	3,432,375	3,495,433	3,511,619	3,466,119	3,595,281	3,601,883	3,719,153	1,062,444	1,038,450	987,639
284,930	280,390	277,100	289,600	275,355	245,655	248,980	248,787	248,407	248,281	248,132
321,061	306,574	294,716	261,198	258,236	249,116	323,133	253,476	242,866	237,719	231,407
596,859	638,705	690,669	703,316	661,874	727,848	731,390	764,185	674,427	640,066	589,192
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561	4,958,302	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645

（単位：％）

71.4	68.6	65.0	68.7	68.1	67.7	70.0	82.3	11.3	11.8	12.0
69.9	70.0	68.3	67.4	67.2	68.1	69.5	74.2	54.5	35.1	11.6

4　将来負担比率：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
⑴　一般会計等に係る地方債の現在高	13,270,250	45,014,739	44,619,420	44,254,106	43,888,609	41,322,711	39,260,732	36,843,917	35,105,607	33,272,760	31,226,299
⑵　債務負担行為に基づく支出予定額	5,151,858	4,299,046	2,847,855	2,076,963	1,661,577	1,246,191	830,805	415,419	0	0	0
⑶　一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	1,839,546	1,829,396	1,759,531	1,655,061	1,515,477	1,435,316	1,318,469	1,186,289	1,163,408	1,045,871	929,791
⑷　組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑸　退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	695,505	580,884	875,792	920,325	967,860	1,012,861	1,090,308	1,002,470	1,050,386	1,047,676	1,104,559
⑹　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	1,627,314	1,351,926	1,098,469	779,583	293,830	0	0	0	0	0	0
⑺　連結実質赤字額	32,294,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑻　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑼　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	272,617	265,787	1,208,339	2,853,400	4,698,299	4,578,508	4,606,710	4,590,165	4,598,070	5,897,104	7,200,030
⑽　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	3,005,074	2,649,185	2,335,594	2,242,389	2,173,353	2,157,853	1,956,025	2,088,478	2,177,057	2,239,276	2,293,668
⑾　地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	5,449,187	5,552,232	5,783,431	5,661,001	5,606,245	5,577,773	6,037,625	6,066,914	6,396,552	6,579,313	6,659,350
⑿　標準財政規模	4,576,329	4,687,507	5,142,849	4,968,284	4,986,749	4,948,848	4,731,694	4,755,135	4,606,486	4,527,509	4,470,396
⒀　算入公債費及び算入準公債費の額	611,539	599,341	603,916	600,982	594,266	581,368	604,164	533,223	543,108	527,623	584,166

（単位：％）

⒁　将来負担比率	1,164.0	1,091.1	922.5	891.3	816.1	748.7	724.4	632.4	594.2	516.2	440.2

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
29,291,313	27,210,091	24,648,691	22,913,702	20,475,696	17,405,548	14,152,437	10,091,521	9,584,926	9,278,279	9,063,805
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,383,075	1,797,533	2,186,274	1,878,019	1,582,608	1,352,814	704,642	649,407	605,781	567,301	533,746
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,078,341	1,100,187	990,404	993,654	1,000,435	1,005,835	1,144,302	1,104,295	1,156,422	1,143,641	1,158,034
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,171,316	7,499,011	7,383,123	7,820,135	7,833,639	7,564,004	5,057,622	867,462	2,265,134	3,606,107	4,974,832
2,278,048	2,147,256	2,020,472	1,884,117	1,743,242	1,626,550	2,468,371	2,417,110	2,361,721	2,301,461	2,231,373
6,768,518	6,901,239	6,670,840	6,968,190	6,366,872	6,150,998	3,059,106	2,583,418	2,365,427	2,326,411	2,348,453
4,482,979	4,673,651	4,978,369	4,831,237	4,803,561	4,958,302	4,726,077	4,351,032	4,158,658	4,117,893	4,059,645
596,859	638,705	690,669	703,316	661,874	727,848	803,422	764,185	674,427	640,066	589,192

（単位：％）

399.7	336.0	274.0	220.7	171.7	104.5	138.0	166.6	124.9	79.2	34.6

第６　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ

第７　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：次のとおり変更する

（単位：％）

健全化判断比率　＼　年度	計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成28年度（第８年度）	平成29年度（第９年度）	平成30年度（第10年度）
実質赤字比率	703.60 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (14.91)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)
連結実質赤字比率	705.67 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (19.91)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)
実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	40.9 (25.0)	40.0 (25.0)	47.2 (25.0)	61.0 (25.0)	76.3 (25.0)	76.8 (25.0)	73.5 (25.0)	71.8 (25.0)
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	891.3 (350.0)	816.1 (350.0)	748.7 (350.0)	724.4 (350.0)	632.4 (350.0)	594.2 (350.0)	516.2 (350.0)	440.2 (350.0)

（単位：％）

令和元年度（第11年度）	令和２年度（第12年度）	令和３年度（第13年度）	令和４年度（第14年度）	令和５年度（第15年度）	令和６年度（第16年度）	令和７年度（第17年度）	令和８年度（第18年度）	令和９年度（第19年度）	令和10年度（第20年度）	令和11年度（第21年度）
0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00 (15.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00 (20.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
69.9 (25.0)	70.0 (25.0)	68.3 (25.0)	67.4 (25.0)	67.2 (25.0)	68.1 (25.0)	69.5	74.2	54.5	35.1	11.6
399.7 (350.0)	336.0 (350.0)	274.0 (350.0)	220.7 (350.0)	171.7 (350.0)	104.5 (350.0)	138.0	166.6	124.9	79.2	34.6

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意（令和七年十一月九日付け）

○財務省告示第三百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第478回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,107,600,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,275,100,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で553,894,900,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,080,430,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で592,000,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で223,600,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,110,383,245,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	592,781,440,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	223,895,152,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年11月４日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円13銭以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円13銭２厘
12　利率	年1.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{3}{365}$
14　初期利子	令和８年５月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年５月１日及び11月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和９年11月１日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年11月４日

○財務省告示第三百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第181回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,873,400,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で255,533,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,617,866,600,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で20,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で526,000,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で154,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,878,070,620,000円
⑵　非競争入札発行	20,050,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	527,315,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	154,786,000,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年11月14日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円22銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円25銭
12　利率	年1.3％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{55}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年11月14日

○財務省告示第三百十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第380回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,064,500,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で393,621,300,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で803,002,800,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で867,875,900,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で237,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で534,900,000,000円

7	払込金額	
	⑴ 価格競争入札発行	2,071,732,330,000円
	⑵ 非競争入札発行	237,829,500円
	⑶ 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	536,772,150,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年11月６日
11	発行価格	
	⑴ 価格競争入札発行	額面金額100円につき100円22銭以上のそれぞれの応募価格
	⑵ 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円35銭
12	利率	年1.7％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{47}{365}$
14	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和17年９月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年11月６日

○財務省告示第三百十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・10年）（第30回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,600,000,000円
7	払込金額	251,492,567,040円
8	最低額面金額	100,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年11月18日
11	発行価格	額面金額100円につき99円
12	利率	年0.005％
13	発行日の想定元金額	額面金額の総額×1.01776
14	想定元金額の計算方法	各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の３月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を109.6で除して得た数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。
15	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×1.01776×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{69}{365}$
16	初期利子	令和８年３月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。）。 第14号の規定により算出された支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$
17	第２期以後の利子	毎年３月10日及び９月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。 第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$
18	償還期限	令和17年３月10日
19	償還金額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額 ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20	元利金支払場所	日本銀行
21	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
22	払込期日	令和７年11月18日

○財務省告示第三百十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第194回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で600,700,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で385,341,850,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で37,419,800,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で177,938,350,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で198,800,000,000円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で70,100,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	592,380,150,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	196,036,680,000円
⑶	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	69,125,610,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年11月20日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき98円30銭以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円61銭
12	利率	年2.7％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{61}{365}$
14	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和27年９月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年11月20日

○財務省告示第三百十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第88回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で525,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で433,040,050,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で23,763,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で68,996,550,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で173,800,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で42,100,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	528,539,200,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	174,703,760,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	42,318,920,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年11月12日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円25銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円52銭
12　利　率	年3.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{53}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和37年９月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年11月12日

○財務省告示第三百二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第18回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　利回り競争入札発行	額面金額で399,600,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で338,495,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で48,746,000,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で12,358,450,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で36,700,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　利回り競争入札発行	361,238,400,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	33,176,800,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年11月27日
11　発　行　価　格	額面金額100円につき90円40銭
12　利　率	年3.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{68}{365}$

14	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和47年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年11月27日

○財務省告示第三百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十二月十日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第352回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回及び第360回）及び利付国庫債券（20年）（第109回、第110回、第113回、第114回、第115回、第117回、第118回、第119回、第120回及び第121回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で699,100,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	687,043,830,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年11月25日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年11月21日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年11月25日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第352回）	0.1％	令和10年９月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第355回）	0.1％	令和11年６月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第356回）	0.1％	令和11年９月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（10年）（第357回）	0.1％	令和11年12月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第358回）	0.1％	令和12年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第359回）	0.1％	令和12年６月20日	248,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第360回）	0.1％	令和12年９月20日	122,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第109回）	1.9％	令和11年３月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第110回）	2.1％	令和11年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第113回）	2.1％	令和11年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第114回）	2.1％	令和11年12月20日	19,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第115回）	2.2％	令和11年12月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第117回）	2.1％	令和12年３月20日	16,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	61,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	67,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第120回）	1.6％	令和12年６月20日	36,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	92,700,000,000円

○財務省告示第三百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第361回、第363回及び第372回）、利付国庫債券（20年）（第125回、第126回、第127回、第128回、第129回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第138回、第139回、第140回、第144回、第145回、第146回及び第173回）及び利付国庫債券（30年）（第８回、第12回、第28回、第31回、第32回、第33回及び第34回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で648,900,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	658,965,452,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年11月10日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年11月７日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年11月10日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第363回）	0.1％	令和13年６月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第372回）	0.8％	令和15年９月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	41,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	74,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	52,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	14,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	7,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	38,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	21,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	29,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	10,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	157,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	9,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第146回）	1.7％	令和15年９月20日	75,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第173回）	0.4％	令和22年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	1,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	10,300,000,000円

利付国庫債券（30年）(第28回)	2.5％	令和20年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第31回)	2.2％	令和21年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第32回)	2.3％	令和22年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第33回)	2.0％	令和22年９月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第34回)	2.2％	令和23年３月20日	45,800,000,000円

○財務省告示第三百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第477回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で15,033,800,000円
6	払込金額	15,059,357,460円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年11月12日
10	発行価格	額面金額100円につき100円17銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{42}{365}$
13	初期利子	令和８年４月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年10月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年11月12日

○財務省告示第三百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第181回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で4,062,700,000円
6	払込金額	4,087,076,200円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年11月13日
10	発行価格	額面金額100円につき100円60銭
11	利率	年1.3％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{54}{365}$
13	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年９月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年11月13日

○財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第380回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で7,707,600,000円
6	払込金額	7,780,822,200円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年11月12日
10	発行価格	額面金額100円につき100円95銭
11	利率	年1.7％

12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{53}{365}$
13　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和17年９月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和７年11月12日

○財務省告示第三百二十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十一月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第185回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で94,133,100,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年11月17日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.01％
10　初期利子	令和８年５月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.01}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{2}{365}\right)$
11　第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和10年11月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年11月17日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年11月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年５月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年11月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年５月15日から令和８年11月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年５月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第三百二十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十一月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第175回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で232,293,060,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年11月17日
8　発行価格	額面金額100円につき100円

9　利　　率	年1.22％
10　初　期　利　子	令和８年５月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.22}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{2}{365}\right)$
11　第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償　還　期　限	令和12年11月15日
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　払　込　期　日	令和７年11月17日
15　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年11月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年５月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年11月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年５月15日から令和８年11月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年５月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第三百二十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十二月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十二月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第187回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　　行　　額	額面金額で124,614,520,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発　　行　　日	令和７年11月17日
8　発　行　価　格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.08％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初　期　利　子	令和８年５月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.08}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{2}{365}\right)$
12　第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償　還　期　限	令和17年11月15日
14　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
15　払　込　期　日	令和７年11月17日
16　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年11月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年５月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年11月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1)　令和８年５月15日から令和８年11月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

(2)　令和８年５月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第千六十七号

鹿児島県から与論空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十日　国土交通大臣　金子　恭之

一　申請者の氏名及び住所　鹿児島県　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号

二　空港の名称及び位置　与論空港　鹿児島県大島郡与論町

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十八年運輸省告示第六十四号、昭和五十一年運輸省告示第二百十八号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯二十七度二分三十七秒　東経百二十八度二十四分七秒　標高十四・六メートル

ロ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ　空港の総面積　二十二万六千九百四十七平方メートル

ニ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ホ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

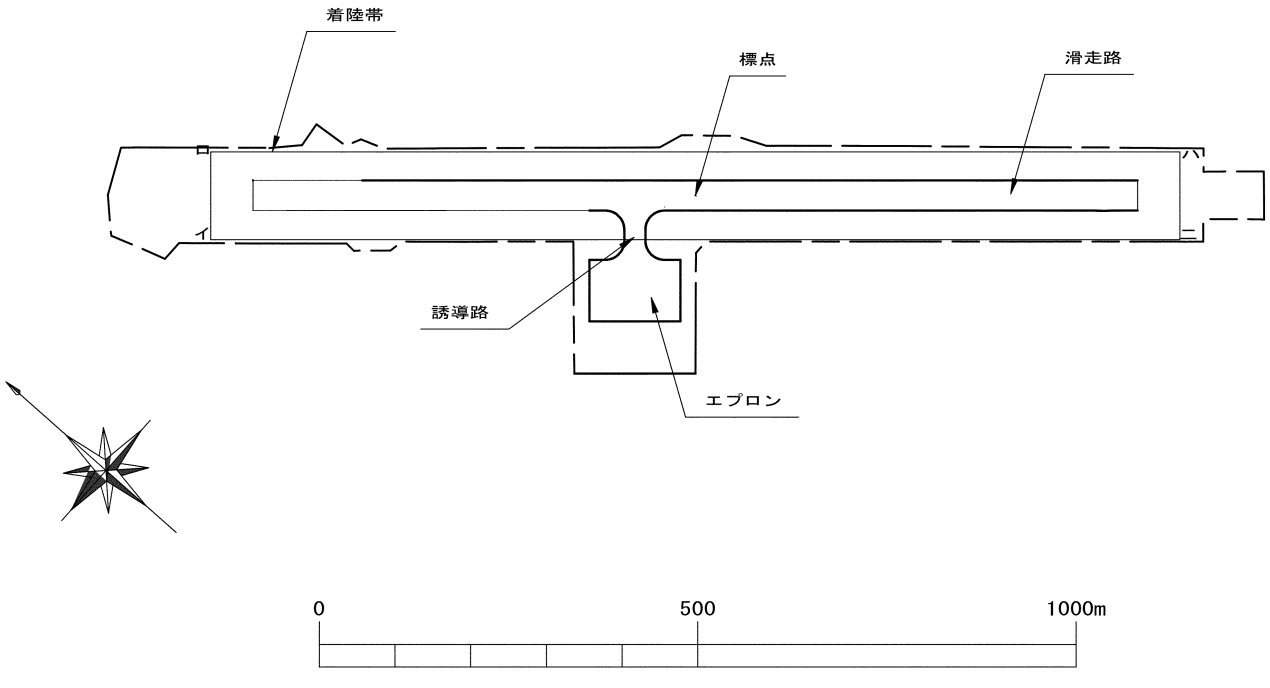
(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ三十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千八百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十五年八月三十一日

第一図　与論空港



第二図　与論空港

官報告

公　告

与論空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

令和７年12月10日

国土交通大臣　金子　恭之

1　事案の内容　令和７年国土交通省告示第1067号に係る与論空港の施設変更について

2　日時　令和８年１月27日10時00分

3　場所　与論町役場多目的ホール　鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地１

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を令和７年12月24日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴　傍聴人の人数は50人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日９時00分から与論町役場多目的ホールで行い、傍聴券を交付する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

損害保険契約者保護機構令和６事業年度決算に関する公告

2025年12月10日

東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
損害保険契約者保護機構
理事長　宮崎　裕子

一般勘定　財産目録

（2025年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
（流動資産）			（流動負債）		
現金及び預貯金	普通預金	15,559,104	未払金		182,680
			預り金		0
（固定資産）			（固定負債）		
有形固定資産		0	退職給付引当金		3,750,000
投資その他の資産			（特別法上の引当金等）		
保険契約者保護資産		48,896,354,113	保険契約者保護資金		48,896,354,113
	普通預金	48,896,354,113	負債合計		48,900,286,793
資産合計		48,911,913,217	正味財産		11,626,424

一般勘定　貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）		（流動負債）	
現金及び預貯金	15,559,104	未払金	182,680
		預り金	0
（固定資産）		（固定負債）	
有形固定資産	0	退職給付引当金	3,750,000
投資その他の資産		（特別法上の引当金等）	
保険契約者保護資産	48,896,354,113	保険契約者保護資金	48,896,354,113
		（負債合計）	48,900,286,793
		（純資産）	
		積立金	11,626,424
		（当期利益金）	(3,805,589)
		（純資産合計）	11,626,424
資産合計	48,911,913,217	負債・純資産合計	48,911,913,217

重要な会計方針

・退職給付引当金の計上方法は退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められている額を計上している。

一般勘定　損益計算書

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）		（経常収益）	
資金援助等業務		運営金収入	
保険特別勘定繰入	1,103,606,042	運営金収入	40,156,000
保険契約者保護資金繰入	1,724	資産運用収益	
一般管理費	36,357,671	利息及び配当金収入	0
一般管理費	36,357,671	保険契約者保護資金取崩	1,103,606,042
（当期剰余）			
当期利益金	3,805,589	事業外収入	8,984
合計	1,143,771,026	合計	1,143,771,026

保険特別勘定　財産目録

（2025年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
現金及び預貯金		1,499,112,669	保険契約準備金		7,870,309,781
預貯金	都市銀行等10口座	1,499,112,669	支払備金	火災保険、介護費用保険等	1,371,282,975
有価証券		128,583,604	責任準備金	火災保険、介護費用保険等	6,499,026,806
株式	10銘柄	128,583,604			
有形固定資産		1,693,248	その他負債		120,046,419
その他の有形固定資産	事務用収納棚	1,693,248	再保険借	地震保険	3,960,281
			外国再保険借	賠償責任保険等	104,641,755
その他資産		709,451			
未収保険料	火災保険、介護費用保険	277,011	未払金	未払経費等	11,444,383
			特別法上の準備金		12,858,360
再保険貸	地震保険	9,436			
未収金	消費税還付金予定額等	408,854	価格変動準備金	国内株式	12,858,360
仮払金	保有定額小為替残高等	14,150			
			負債合計		8,003,214,560
資産合計		1,630,098,972	正味財産		△6,373,115,588

保険特別勘定　貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	1,499,112,669	保険契約準備金	7,870,309,781
預貯金	1,499,112,669	支払備金	1,371,282,975
有価証券	128,583,604	責任準備金	6,499,026,806
株式	128,583,604	その他負債	120,046,419
有形固定資産	1,693,248	再保険借	3,960,281
その他の有形固定資産	1,693,248	外国再保険借	104,641,755
その他資産	709,451	未払金	11,444,383
未収保険料	277,011	特別法上の準備金	12,858,360
再保険貸	9,436	価格変動準備金	12,858,360
未収金	408,854	（負債合計）	8,003,214,560
仮払金	14,150		
		利益剰余金	△6,373,115,588
		その他利益剰余金	△6,373,115,588
		繰越利益剰余金	△6,373,115,588
		（純資産合計）	△6,373,115,588
資産合計	1,630,098,972	負債・純資産合計	1,630,098,972

保険特別勘定　損益計算書

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	978,484,599	経常収益	2,504,664,812
保険引受費用	744,461,578	保険引受収益	1,392,761,559
正味支払保険金	645,846,091	正味収入保険料	△36,093,368
損害調査費	42,677,984	支払備金戻入額	69,554,222
諸手数料及び集金費	55,937,503	責任準備金戻入額	1,357,835,154
		為替差益	1,465,551
資産運用費用	0	資産運用収益	506,000
		利息及び配当金収入	506,000
営業費及び一般管理費	233,822,502		
その他経常費用	200,519	その他経常収益	7,791,211
支払利息	5,901	その他の経常収益	7,791,211
その他の経常費用	194,618		
		一般勘定より受入	1,103,606,042
特別損失	0	特別利益	0
（当期剰余）			
当期純利益金	1,526,180,213		
合計	2,504,664,812	合計	2,504,664,812

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

⑴　子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

⑵　その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

⑶　その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

２．有形固定資産の減価償却は、定額法によっている。

３．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上している。

なお、当事業年度に関しては、引当の対象となる資産がないため、計上を行っていない。

４．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上している。

５．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。

農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しており、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、沿岸広域振興局に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月10日

岩手県沿岸広域振興局長　小國　大作

記

徳並牧野農業協同組合

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第９地割30番地

下屋敷牧野農業協同組合

岩手県上閉伊郡大槌町金澤第42地割４番地

農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月10日

岩手県県南広域振興局長　菅原　健司

記

諏訪地区開拓農業協同組合

岩手県花巻市桜町二丁目36番地

農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月10日

岩手県県北広域振興局長　佐々木　哲

記

山形村牧野農業協同組合

岩手県久慈市山形町川井第10地割９番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

茨城県水戸市酒門町四二九一番地七

株式会社フィールド工業

代表清算人　寺島　威郎

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

栃木県那須郡那須町大字高久丙三一九三番地九台―三九五　インゼックス株式会社

代表清算人　山田　聡

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

埼玉県川口市並木二丁目二一番四号

有限会社浅倉自販

清算人　佐々木文子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

埼玉県ふじみ野市駒林元町一丁目六番一二号

一般社団法人まちづくりネットワーク

代表清算人　嶋田　進弘

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

千葉県船橋市三山九丁目二六番六号

株式会社伸光商事

代表清算人　原　和子

解散公告

当社は、令和七年十月二十三日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

千葉県千葉市緑区辺田町一六一番地一八

合同会社ゼニスジャパントレーディング

清算人　リズキーアナスタシア

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都葛飾区亀有三―三七―一一―一二〇三

株式会社ＥＭＩＷＯＲＫＳ

代表清算人　鈴木　武男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都葛飾区立石八丁目五一番一―八〇三号

合同会社インフォデザイン

清算人　浅岡　宏武

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都千代田区神田多町二丁目一番地一東山ビル

一般社団法人海流エネルギー活用推進機構

代表清算人　加藤　薫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都大田区蒲田五丁目二一番一三号ベガサステーションプラザ蒲田Ｂ二Ｆ

株式会社ＳＴＡＲＴＺ

代表清算人　仙波遼太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都立川市曙町一丁目二六番一三号

吉田エンターテイメント株式会社

代表清算人　吉田　勝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

株式会社セレン

代表清算人　手代木　潤

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

株式会社日中音楽文化交流研究所

代表清算人　萩野　亮

解散公告

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都町田市成瀬台三丁目二一番地五

特定非営利活動法人日本人材データ標準化協会

代表清算人　小山内一得

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都渋谷区神宮前四丁目一一番一四号一〇六号室

東京パンセ株式会社

代表清算人　岩瀬　晃子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都世田谷区北沢二丁目八番五号

アソビケイカク合同会社

清算人　増田　吉彦

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階　恵布利商事株式会社

代表清算人　小関加奈子

解散公告

当社は令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都練馬区光が丘二丁目一〇番光が丘イマ東館　株式会社光が丘新聞社

代表清算人　西本　幸子

解散公告

当社は、令和七年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都新宿区舟町一番地八シティタワー四谷一六〇七

カンタムソリューションズ株式会社

代表清算人　**楠**本　誠志

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都杉並区荻窪四丁目二八番一四号

特定非営利活動法人日本シニアインターネット支援協会　清算人　新濵　潔

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都江戸川区松島三丁目二六番一四号

有限会社木村企画

清算人　木村　行成

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都豊島区目白二丁目二一番一三号

株式会社Ｔｈｅ　Ｇｒａｃｅｓ　Ｂ

代表清算人　黒沢麻利子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都世田谷区代田四丁目一〇番二六号

合同会社Ｂｈａｋｔｉ

清算人　太田　草子

解散公告

当社は、令和七年十一月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都豊島区西池袋三丁目三二番七号

合同会社あかさか総合事務所

清算人　赤坂　卓

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都足立区千住仲町二番七号

株式会社大蔵

代表清算人　髙山　昌代

解散公告

当社は、令和七年十一月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県横浜市南区大岡二丁目一五番五―一〇五号室　株式会社ケーイーピー

代表清算人　望月　孝司

解散公告

当社は、令和七年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県川崎市宮前区有馬四丁目一二番一―六〇五号プラウド鷺沼

ティンブロロッソ株式会社

代表清算人　五条　秀巳

解散公告

当法人は、特定非営利活動促進法第三十一条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県川崎市宮前区有馬九丁目一五番地二三号

ＮＰＯ法人ほっとハート心の健康づくり推進会　清算人　石田　弘子

解散公告

当社は解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。お申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目四一番―二〇―五一四号

合同会社ワンストップ腰越

代表清算人　細川　浩太

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

横浜市青葉区すすき野三丁目五番地七四

株式会社ムー・プランニング

代表清算人　三神　政樹

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県綾瀬市大上八丁目一一番二四号

株式会社ｎｏｄｏｍａｒｕ　ｐｌｕｓ

代表清算人　見上のどか

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

長野県南佐久郡小海町大字豊里一二六番地四

株式会社新津テレビ

清算人　新津　文雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

岐阜県岐阜市今嶺三丁目一一番六号

ミライシップ合同会社

清算人　大岩　真也

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

静岡県富士宮市野中七五五番地の一

ＮＰＯ法人環境を考える会

清算人　小松　崇

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

名古屋市港区正保町三丁目四三番地の三

新星電気株式会社

代表清算人　杉浦　仁美

解散公告

当社は、令和七年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

京都市西京区川島北裏町三一山口ハイツ二〇一号室

写字台株式会社

代表清算人　李　暁萌

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

大阪市北区大淀南二丁目二番四三―三四〇二号

スペシャルミー株式会社

代表清算人　松屋　夏美

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

大阪府大阪市生野区巽北一丁目一九番八号

特定非営利活動法人日本水道メンテナンス協会

清算人　早稲田　穣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

大阪市此花区西島三丁目一七番三号

株式会社フジタ

代表清算人　金崎慎二郎

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

大阪府茨木市野々宮一丁目三番一二号

株式会社大阪技販

代表清算人　岡村　道雄

解散公告

当法人は、令和七年十月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

大阪市西成区梅南二丁目四―二七

一般社団法人福祉総合支援協議会

代表清算人　坂本　琢政

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神戸市灘区大石東町五丁目六―一三―二Ｆ

株式会社サテライトフーズ

代表清算人　荒木　稔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

奈良県桜井市大字桜井二五八番地

株式会社前田庄商店

代表清算人　前田　剛志

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

岡山県倉敷市児島味野一丁目二番三八号

株式会社ヨシダ

代表清算人　吉田　潤

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

岡山県岡山市南区藤田一〇七五番地の三

小谷鉄工株式会社

代表清算人　小谷　雅彦

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

岡山県備前市伊里中四〇一番地

谷口産業株式会社

代表清算人　谷口　長

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

広島市東区馬木八丁目五二八番地三七

有限会社プロスパ

清算人　三谷　美鈴

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の臨時株主総会の決議により十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

広島市西区山手町一二番一号

株式会社ネツレイ

代表清算人　八幡　国臣

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

山口県岩国市玖珂町九九二

ＮＰＯ法人といろ　代表清算人　髙村　一男

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

山口県周南市大字高瀬五四八番地の三

有熊総合測量合同会社

清算人　有熊　賢次

解散公告

当法人は、令和七年十一月十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

香川県三豊市山本町辻三三三番地一

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

清算人　田淵　曉

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

香川県高松市福岡町二丁目一七番九号

株式会社三久商会

代表清算人　村賀　一惠

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

愛媛県四国中央市三島宮川三丁目六番一〇号

株式会社エイチワイ

代表清算人　大西　卓

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

福岡市中央区平尾一丁目七番二〇―一〇五号

株式会社アトリエゲン

代表清算人　江口　正利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

福岡県三潴郡大木町大字大角八一三番地二

日本ドリーム株式会社

代表清算人　北島　良信

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

福岡県久留米市東合川三丁目二番五一号

株式会社中村産業

代表清算人　中村　一義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

鹿児島県日置市東市来町長里六〇四〇番地一

弘元株式会社

代表清算人　黄　克非

解散公告（第一回）

当医療法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当医療法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

岡山県岡山市中区浜三五六番地一

医療法人おかもと内科小児科診療所

清算人　岡本　一徳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年十月二十日長崎県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

長崎県島原市大下町丙一一五九番地

学校法人松井学園

清算人　松井　勝俊

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月五日、定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

沖縄県中頭郡西原町上原二丁目二六番地の一三

医療法人章京会

清算人　平良　章

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月二十五日責任役員会の決議並びに東京都知事の認証により令和七年十一月十七日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

東京都板橋区東坂下一丁目八番一五号

本成院

清算人　青木伊知郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日社員の欠亡により、同日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

奈良市登美ヶ丘五丁目五番一―一号

医療法人登美ヶ丘皮膚科

清算人　柏原　万里

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年十一月五日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

福岡県糸島市二丈深江一丁目一番二〇号

清算法人糸島市二丈土地改良区

代表清算人　**卓**　正善

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月十七日責任役員の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

北海道帯広市西十六条南六丁目六番四号

宗教法人神明神社敬神恵紘会

清算人　山根　仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和七年十月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

山形県酒田市本町二丁目一番三六号

医療法人石川整形外科医院

代表清算人　石川　隆

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年一月二十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

神奈川県横浜市港北区篠原東一丁目九番一号

宗教法人慶斉会

清算人　山田　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

新潟県新潟市西蒲区和納二丁目三〇番一一号

医療法人社団広沢医院

清算人　**廣**澤　秀夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月七日開催の理事会の決議並びに山口県知事の認可により、令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

山口県宇部市常藤町四番二六号

医療法人おぐらクリニック

清算人　小倉加那子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

鹿児島県姶良郡湧水町米永五八五番地一七

医療法人ひらしまクリニック

清算人　平島　忠久

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十日

沖縄県浦添市字前田一一四九番地一四

医療法人くすの木会

清算人　楠見　彰

2025年３月期決算公告

2025年12月10日

香港ニューテリトリーズ・シャティン・サイエンスパーク東通り12

ジョンソン・エレクトリック・ワールド・トレード・リミテッド

日本における代表者　砂田　誠二

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)(単位：千米ドル)

科目		金額
資産の部	流動資産	24,032
	固定資産	2,037
	合計	26,069
負債及び純資産の部	流動負債	2,628
	固定負債	628
	資本金	13
	利益剰余金	22,800
	(うち当期純利益)	(4,258)
	合計	26,069

第58期決算公告　令和７年12月10日
岩手県大船渡市赤崎町字石橋前６番地８
株式会社アースデザインコンサルタンツ
代表取締役　菊池　透

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,100,393
	固定資産	662,642
	合計	1,763,035
負債及び純資産の部	流動負債	157,273
	固定負債	487,690
	株主資本	1,118,072
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,088,072
	利益準備金	8,100
	その他利益剰余金	1,079,972
	（うち当期純利益）	(77,224)
	合計	1,763,035

第 77 期 決 算 公 告

令和７年11月28日　　東京都中央区新富二丁目15番５号

株式会社谷沢製作所

代表取締役社長　谷澤　和彦

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,269,696	流動負債	3,163,134
固定資産	3,021,636	固定負債	109,066
		負債合計	**3,272,200**
		株主資本	6,019,132
		資本金	100,000
		資本剰余金	54,806
		その他資本剰余金	54,806
		利益剰余金	5,864,326
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	5,826,826
		（うち当期純利益）	（690,000）
		純資産合計	**6,019,132**
資産合計	**9,291,332**	**負債・純資産合計**	**9,291,332**

第13期決算公告　2025年12月10日
東京都千代田区麹町一丁目４番地４
株式会社LIFULL Investment
代表取締役社長　市川　和也
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,408,676
	固定資産	1,644,658
	合計	4,053,334
負債及び純資産の部	流動負債	2,422,551
	固定負債	1,173,201
	株主資本	457,581
	資本金	100,000
	資本剰余金	111,564
	資本準備金	111,564
	利益剰余金	246,016
	その他利益剰余金	246,016
	（うち当期純利益）	(111,919)
	合計	4,053,334

第４期決算公告　令和７年12月10日
東京都港区三田３－２－８
株式会社Ｌｕｐｉｎｕｓ
代表取締役　佐野　宏喜
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	297,990
	固定資産	25,115
	資産合計	323,106
負債及び純資産の部	流動負債	235,739
	固定負債	26,658
	負債合計	262,397
	株主資本	60,708
	資本金	12,000
	利益剰余金	48,708
	その他利益剰余金	48,708
	（うち当期純利益）	(63,088)
	純資産合計	60,708
	負債・純資産合計	323,106

第53期決算公告
令和７年12月10日
宮城県仙台市青葉区郷六字舘19番地
株式会社あいあーる
代表取締役社長　菊地　隼
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,997
	固定資産	8,385
	合計	10,382
負債及び純資産の部	流動負債	1,090
	固定負債	8,964
	株主資本	328
	資本金	20
	利益剰余金	308
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	306
	（うち当期純利益）	(43)
	合計	10,382

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年12月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社サンケイ　②愛知県知事(9)14399　③代表取締役　玉水浩一　④名古屋市千種区千種三丁目18番13号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市千種区千種三丁目18番13号　有限会社サンケイ
代表取締役　玉水浩一

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十日
東京都豊島区千早三丁目一八番一六号
有限会社山屋商店
代表取締役　山下　隆浩

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
ＳＲＩパートナーズ第７号投資事業有限組合
東京都中央区京橋三丁目九番六号ＧＭビル八階
ＳＲＩパートナーズ第８号投資事業有限組合
東京都中央区京橋三丁目九番六号ＧＭビル八階

株式の種類及び数
普通株式　六十株

同　七十株

第30期決算公告　令和７年12月10日

東京都港区西新橋一丁目16番３号
株式会社アムリード
代表取締役　丹波　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,416,598
	固定資産	939,010
	合計	2,355,608
負純資産の債及び部	流動負債	654,509
	固定負債	612,543
	株主資本	1,088,556
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,038,556
	その他利益剰余金	1,038,556
	（うち当期純利益）	(348,698)
	合計	2,355,608

第10期決算公告

令和７年12月10日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
The Trade Desk Japan株式会社
代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	400,998,932
	固定資産	413,957,736
	資産合計	814,956,668
負純資債産及の部び	流動負債	344,612,453
	賞与引当金	82,127,858
	固定負債	329,111,210
	株主資本	141,233,005
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	131,233,005
	その他利益剰余金	131,233,005
	（うち当期純利益）	(48,017,171)
	負債・純資産合計	814,956,668

第11期決算公告

令和７年12月10日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
The Trade Desk Japan株式会社
代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	453,027,820
	固定資産	304,760,916
	資産合計	757,788,736
負純資債産及の部び	流動負債	364,953,836
	賞与引当金	112,448,520
	固定負債	217,069,369
	株主資本	175,765,531
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	165,765,531
	その他利益剰余金	165,765,531
	（うち当期純利益）	(34,532,526)
	負債・純資産合計	757,788,736

第８期決算公告　令和７年12月10日

横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
ＫＯＫＡＤＯ．ＨＤＧ株式会社
代表取締役　小島　怜

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	586,719
	固定資産	223,397,198
	繰延資産	326,280
	合計	224,310,197
負純資債産及の部び	流動負債	191,700
	株主資本	224,118,497
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	213,397,198
	その他資本剰余金	213,397,198
	利益剰余金	721,299
	その他利益剰余金	721,299
	（うち当期純損失）	(246,834)
	合計	224,310,197

第15期決算公告

令和７年12月10日
神奈川県平塚市西八幡４丁目４番12号
株式会社アクロス
代表取締役　畔上　元久

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,488
	固定資産	3,769
	合計	48,257
負純資債産及の部び	流動負債	20,811
	固定負債	—
	株主資本	27,446
	資本金	9,000
	利益剰余金	18,446
	その他利益剰余金	18,446
	（うち当期純損失）	(3,209)
	合計	48,257

第10期決算公告

令和７年12月10日
東京都世田谷区桜丘三丁目37番12号
株式会社いづな
代表取締役　新井　英資

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,287
	固定資産	1,447
	資産合計	37,734
負純資債産及の部	流動負債	8,881
	負債合計	8,881
	株主資本	28,853
	資本金	3,000
	利益剰余金	25,853
	その他利益剰余金	25,853
	（うち当期純利益）	(5,239)
	純資産合計	28,853
	負債・純資産合計	37,734

第52期決算公告

令和７年12月10日
静岡県磐田市向笠竹之内1359―11
浜松電子プレス株式会社
代表取締役　伊藤　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	374,351
	固定資産	409,108
	資産合計	783,459
負純資債産及のび部	流動負債	121,337
	固定負債	109,712
	株主資本	552,410
	資本金	95,000
	資本剰余金	65,000
	利益剰余金	392,410
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	384,910
	（うち当期純利益）	(21,605)
	負債・純資産合計	783,459

第27期決算公告

令和７年12月10日
新潟県上越市春日新田４丁目30番１号
マリーナ上越株式会社
代表取締役社長　中川　幹太

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	163,162
	固定資産	56,323
	合計	219,485
負純資債産及のび部	流動負債	6,583
	固定負債	110,385
	株主資本	102,517
	資本金	50,000
	利益剰余金	52,517
	その他利益剰余金	52,517
	（うち当期純利益）	(482)
	合計	219,485

第４期決算公告

令和７年12月10日
横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
サミュエル株式会社
代表取締役　丹波　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,873,380
	固定資産	455,235,587
	合計	457,108,967
負純資債産及のび部	流動負債	429,400
	固定負債	446,500,000
	株主資本	10,179,567
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	1,179,567
	その他利益剰余金	1,179,567
	（うち当期純利益）	(1,318,229)
	合計	457,108,967

第21期決算公告

令和７年12月10日
名古屋市中村区名駅三丁目22番８号
株式会社イーアセスメント
代表取締役社長　西田　豊昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,659
	資産合計	26,659
負純資債産及のび部	流動負債	434
	負債合計	434
	株主資本	26,224
	資本金	21,500
	利益剰余金	4,724
	その他利益剰余金	4,724
	（うち当期純利益）	(309)
	純資産合計	26,224
	負債・純資産合計	26,659

第44期決算公告

令和７年12月10日
愛知県名古屋市港区入場一丁目2004番地
株式会社ヒカリ
代表取締役社長　鈴木　善之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	639,554
	固定資産	31,520
	合計	671,074
負純資債産及のび部	流動負債	465,220
	固定負債	177,987
	株主資本	27,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,973
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	16,773
	（うち当期純利益）	(35,844)
	評価・換算差額等	△107
	合計	671,074

第67期決算公告

令和７年12月４日
静岡県浜松市中央区高丘西２―14―18
高丘電子株式会社
代表取締役　芝田　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	719,695
	固定資産	3,147,766
	資産合計	3,867,461
負純資債産及のび部	流動負債	603,658
	固定負債	2,250,483
	株主資本	1,013,320
	資本金	98,000
	資本剰余金	78,000
	資本準備金	78,000
	利益剰余金	837,320
	利益準備金	5,350
	その他利益剰余金	831,970
	（うち当期純損失）	(221,633)
	負債・純資産合計	3,867,461

第17期決算公告

令和７年12月10日
東京都品川区東五反田四丁目５番３号
株式会社新光電舎
代表取締役　瀬尾　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	930,182
	固定資産	29,632
	資産合計	959,815
負純資債産及のび部	流動負債	220,115
	固定負債	11,004
	負債合計	231,120
	株主資本	728,694
	資本金	50,000
	利益剰余金	678,694
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	666,194
	（うち当期純利益）	(146,897)
	純資産合計	728,694
	負債・純資産合計	959,815

第11期決算公告

令和７年12月10日
高知市本町三丁目２番４号
株式会社高知ユナイテッドスポーツクラブ
代表取締役　山本志穂美

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,432
	固定資産	17,008
	合計	36,441
負純資債産及のび部	流動負債	54,487
	固定負債	64,127
	株主資本	△82,173
	資本金	50,000
	利益剰余金	△132,173
	その他利益剰余金	△132,173
	（うち当期純利益）	(38,137)
	合計	36,441

第76期決算公告

令和７年12月10日
京都市北区小山上総町14番地
株式会社大垣書店
代表取締役　大垣　真人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,182,930
	固定資産	2,110,271
	繰延資産	33,303
	合計	8,326,506
負純資債産及のび部	流動負債	4,864,870
	固定負債	2,256,993
	株主資本	1,204,641
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,184,641
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,182,141
	（うち当期純利益）	(39,329)
	合計	8,326,506

第25期決算公告

令和７年12月10日
東京都港区南麻布二丁目４番７号
株式会社エーエルエム
代表取締役　村木　直之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,857
	固定資産	55
	資産合計	1,912
負純資債産及のび部	流動負債	564
	賞与引当金	14
	固定負債	7
	退職給付引当金	7
	株主資本	1,340
	資本金	30
	利益剰余金	1,310
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,302
	（うち当期純利益）	(32)
	負債・純資産合計	1,912

第19期決算公告

令和７年12月10日
東京都港区赤坂三丁目１番６号
株式会社中部商事
代表取締役　村木　直之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,288
	固定資産	41
	資産合計	1,329
負純資債産及のび部	流動負債	529
	賞与引当金	13
	固定負債	0
	退職給付引当金	0
	株主資本	799
	資本金	30
	利益剰余金	769
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	762
	（うち当期純損失）	(29)
	負債・純資産合計	1,329

第36期決算公告

令和７年12月９日
東京都千代田区飯田橋二丁目13番７号
株式会社ネットアルファ
代表取締役　竹下　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	545,026
	固定資産	18,034
	資産合計	563,060
負純資債産及のび部	流動負債	56,467
	固定負債	0
	負債合計	56,467
	株主資本	506,593
	資本金	195,000
	利益剰余金	311,593
	利益準備金	48,750
	その他利益剰余金	262,843
	（うち当期純利益）	(34,643)
	純資産合計	506,593
	負債・純資産合計	563,060

第 4 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
日比谷三井タワー12階
Meinhardt Japan株式会社
代表取締役　ナシム・シャザード

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	287,927,438
	固定資産	14,892,941
	資産合計	302,820,379
負純資産及のび部	流動負債	242,525,211
	株主資本	60,295,168
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	59,295,168
	その他利益剰余金	59,295,168
	（うち当期純利益）	(119,184,626)
	負債・純資産合計	302,820,379

第 26 期決算公告

令和７年12月10日
東京都港区赤坂三丁目１番６号
株式会社ケーエルシー
代表取締役　永冨　功

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	661
	固定資産	38
	資産合計	700
負純資産及のび部	流動負債	761
	賞与引当金	12
	固定負債	4
	退職給付引当金	4
	株主資本	△65
	資本金	50
	利益剰余金	△115
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	△127
	（うち当期純損失）	(135)
	負債・純資産合計	700

第 25 期決算公告

令和７年12月10日
東京都港区六本木七丁目15番７号
株式会社エムエルシー
代表取締役　原　章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,085
	固定資産	62
	資産合計	1,148
負純資産及のび部	流動負債	1,139
	賞与引当金	17
	固定負債	10
	退職給付引当金	10
	株主資本	△2
	資本金	30
	利益剰余金	△32
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	△39
	（うち当期純損失）	(37)
	負債・純資産合計	1,148

第４期決算公告

令和７年11月22日
兵庫県加古川市神野町神野225番地１
株式会社マルアイ店舗保有
代表取締役　藤田　佳男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,508,227
	固定資産	3,184,719
	繰延資産	10,575
	合計	4,703,521
負純資産及のび部	流動負債	1,417,063
	固定負債	3,451,068
	株主資本	△164,610
	資本金	10,000
	利益剰余金	△174,610
	その他利益剰余金	△174,610
	（うち当期純損失）	(65,438)
	合計	4,703,521

第 46 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
大阪市阿倍野区阪南町１丁目45番33号
株式会社井元緑地建設
代表取締役　井元　慶一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,041
	固定資産	314,798
	合計	434,839
負純資産及のび部	流動負債	34,635
	固定負債	205,925
	株主資本	194,279
	資本金	20,000
	利益剰余金	174,279
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	168,779
	（うち当期純利益）	(39,236)
	合計	434,839

第 56 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
東京都八王子市宮下町958番地９
株式会社辰川通信
代表取締役　辰川　博志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,005
	固定資産	333
	合計	48,338
負純資産及のび部	流動負債	32,190
	固定負債	12,645
	（退職給付引当金）	(2,400)
	株主資本	3,503
	資本金	26,000
	利益剰余金	△22,497
	その他利益剰余金	△22,497
	（うち当期純利益）	(8,106)
	合計	48,338

第 64 期決算公告

令和７年12月10日
埼玉県坂戸市にっさい花みず木６―24―１
豊盛工業株式会社
代表取締役　熊田　淳

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,329,145
	固定資産	1,909,008
	合計	3,238,153
負純資産及のび部	流動負債	538,944
	固定負債	1,333,254
	株主資本	1,365,955
	資本金	80,000
	資本剰余金	16,000
	利益剰余金	1,278,837
	（利益準備金）	(4,000)
	（その他利益剰余金）	(1,274,837)
	（うち当期純利益）	(55,243)
	自己株式	△8,882
	合計	3,238,153

第 62 期決算公告

令和７年12月10日
長野県千曲市大字森2543番地
森食品工業株式会社
代表取締役　岡田　克美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	925,030
	固定資産	510,573
	合計	1,435,603
負純資産及のび部	流動負債	939,787
	固定負債	358,040
	株主資本	137,776
	資本金	80,000
	利益剰余金	65,219
	利益準備金	34,500
	その他利益剰余金	30,719
	（うち当期純損失）	(73,194)
	自己株式	△7,443
	合計	1,435,603

第 17 期決算公告

令和７年11月22日
兵庫県加古川市加古川町木村194番地１
株式会社マルアイホームズ
代表取締役　堀　徳治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,182
	固定資産	15,707,356
	合計	15,740,538
負純資産及のび部	流動負債	17,756
	固定負債	451,667
	株主資本	15,271,115
	資本金	20,000
	資本剰余金	14,586,279
	その他資本剰余金	14,586,279
	利益剰余金	664,836
	利益準備金	3,300
	その他利益剰余金	661,536
	（うち当期純利益）	(55,244)
	合計	15,740,538

第 81 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
愛知県あま市森一丁目４番地１
株式会社セントラルヨシダ
代表取締役　吉田　篤史

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,994,250	流動負債	8,997,689
固定資産	6,735,740	固定負債	1,561
繰延資産	1,083	株主資本	12,731,823
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,458
		資本準備金	100,458
		利益剰余金	12,538,051
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	12,488,051
		（うち当期純利益）	(520,133)
		自己株式	△6,686
資産合計	21,731,073	負債・純資産合計	21,731,073

第 107 期 決 算 公 告

令和７年５月 21 日
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原476
箱根温泉供給株式会社
代表取締役社長　石村　隆生

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,003,895	流動負債	79,926
固定資産	1,888,124	固定負債	882,997
		株主資本	1,929,096
		資本金	57,600
		資本剰余金	5,158
		資本準備金	5,158
		利益剰余金	1,868,384
		利益準備金	14,400
		その他利益剰余金	1,853,984
		（うち当期純利益）	(125,272)
		自己株式	△2,047
資産合計	2,892,019	負債・純資産合計	2,892,019

第１期決算公告

令和７年12月10日

愛知県名古屋市中区栄二丁目３番１号
名古屋広小路ビルヂング17階
株式会社ワイズウェルネス
代表取締役　小池　卓也

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,357	流動負債	14,484
固定資産	134,818	固定負債	191,000
繰延資産	272	株主資本	3,965
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△36,034
		その他利益剰余金	△36,034
		（うち当期純損失）	（36,034）
資産合計	209,449	負債・純資産合計	209,449

第９期決算公告

令和７年12月10日

愛知県名古屋市中区栄二丁目３番１号
名古屋広小路ビルヂング17階
株式会社ツノダ
代表取締役　鈴木　俊介

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	239,343	流動負債	53,760
固定資産	449,270	固定負債	135,726
		株主資本	499,126
		資本金	5,000
		資本剰余金	105,384
		資本準備金	105,384
		利益剰余金	388,742
		利益準備金	28,500
		その他利益剰余金	360,242
		（うち当期純利益）	（27,207）
資産合計	688,613	負債・純資産合計	688,613

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億円、利益準備金の額を三千七百五十万円減少し、それぞれ零円、一千二百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月十日

埼玉県さいたま市中央区大字下落合一〇二七番地
株式会社与野フードセンター
代表取締役　宮崎　和美

第９期決算公告

令和７年11月19日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
武蔵小杉特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	43,379,057
固定資産	44,808,419	負債合計	43,379,057
特定資産合計	44,808,419	社員資本	2,098,985
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	669,123	優先資本金	5,000,000
繰延資産	498	剰余金	△2,901,114
		当期未処理損失	2,901,114
その他の資産合計	669,622	純資産合計	2,098,985
資産合計	45,478,042	負債・純資産合計	45,478,042

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	412,599
営業損失	412,599
営業外収益	1,234
経常損失	411,364
特別損失	434,980
税引前当期純損失	846,344
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	847,554
前期繰越損失	2,053,560
当期未処理損失	2,901,114

第65期決算公告

令和７年12月10日

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1027番地
株式会社与野フードセンター
代表取締役　宮崎　和美

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,342
	固定資産	3,626
	資産合計	4,969
負債及び純資産の部	流動負債	2,697
	（賞与引当金）	（50）
	（役員賞与引当金）	（6）
	（修繕引当金）	（258）
	固定負債	2,953
	（退職給付引当金）	（96）
	負債合計	5,650
	株主資本	△719
	資本金	50
	資本剰余金	300
	資本準備金	300
	利益剰余金	△1,035
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△1,085
	（うち当期純利益）	（472）
	自己株式	△33
	評価・換算差額等	38
	その他有価証券評価差額金	38
	純資産合計	△681
	負債・純資産合計	4,969

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社小林（東京都目黒区五本木一丁目一五番一八号）に対して、当社の資産管理業に属する権利義務を承継させることと致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十二月十日

東京都新宿区大久保二丁目七番一七号
株式会社エルディーム
代表取締役　小林　浩丈

第42期決算公告

令和７年12月10日

東京都新宿区大久保二丁目７番17号
株式会社エルディーム
代表取締役　小林　浩丈

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,705
	固定資産	563
	資産合計	2,269
負債及び純資産の部	流動負債	5
	負債合計	5
	株主資本	2,263
	資本金	10
	利益剰余金	2,253
	その他利益剰余金	2,253
	（うち当期純利益）	（84）
	純資産合計	2,263
	負債・純資産合計	2,269

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百九十八万三千三百四十六円、資本準備金の額を十二億七千九百七十四万千八百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号
Ｔｅｂｉｋｉ株式会社
代表取締役　貴山　敬

第７期決算公告　令和７年12月10日
東京都新宿区西新宿七丁目５番25号
Ｔｅｂｉｋｉ株式会社
代表取締役　貴山　敬

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,891,742
	固定資産	77,658
	合計	1,969,401
負債及び純資産の部	流動負債	664,127
	固定負債	497,043
	株主資本	670,200
	資本金	499,983
	資本剰余金	1,849,942
	資本準備金	1,849,942
	利益剰余金	△1,679,725
	その他利益剰余金	△1,679,725
	（うち当期純損失）	（638,546）
	新株予約権	138,030
	合計	1,969,401

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

埼玉県上尾市大字西門前三〇八番地
株式会社二重作商店
代表取締役　二重作和哉

第 73 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

埼玉県上尾市大字西門前308番地
株式会社二重作商店
代表取締役　二重作和哉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	286,801	流動負債	90,138
固定資産	304,670	固定負債	361,828
有形固定資産	120,554	株主資本	139,505
無形固定資産	664	資本金	7,500
投資その他の資産	183,452	利益剰余金	177,287
		利益準備金	45,100
		その他利益剰余金	132,187
		（うち当期純利益）	（20,695）
		自己株式	△45,282
資産合計	591,471	負債・純資産合計	591,471

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円減少し百万円とすることにしました。また、その減少した四千九百万円すべてを資本剰余金にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十日

東京都府中市新町二丁目六十一番地六
株式会社ミュージカ・ジャパン
代表取締役　小倉　泰治

第 34 期 決 算 公 告

令和７年12月10日　東京都府中市新町二丁目61番地６
株式会社ミュージカ・ジャパン
代表取締役　小倉　泰治

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,322	流動負債	46,144
固定資産	83,284	固定負債	5,059
繰延資産	0	負債合計	51,204
		株主資本	37,401
		資本金	50,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	△12,598
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△12,598
		（うち当期純利益）	（△1,365）
		純資産合計	37,401
資産合計	88,606	負債・純資産合計	88,606

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

京都市下京区朱雀分木町市有地西一一号棟一号
中央砂糖株式会社
代表取締役　阿部　勲

第 63 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

京都市下京区朱雀分木町市有地西11号棟１号
中央砂糖株式会社
代表取締役　阿部　勲

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,981,355	流動負債	190,247,145
固定資産	122,603,986	固定負債	78,270,800
有形固定資産	846,571	負債合計	268,517,945
無形固定資産	109,126	株主資本	△136,932,604
投資その他の資産	121,648,289	資本金	30,000,000
		利益剰余金	△166,932,604
		その他利益剰余金	△166,932,604
		（うち当期純損失）	（4,696,913）
		純資産合計	△136,932,604
資産合計	131,585,341	負債・純資産合計	131,585,341

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百六十三万円減少して五千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

また、資本金の額の減少の効力が生ずる日までに、新株式が発行された場合には、新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

東京都港区南青山三丁目八―四〇青山センタービル二Ｆ
株式会社ＳｍａｒｔＲｙｄｅ
代表取締役　木村　聡太

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

東京都港区南青山三丁目８―40青山センタービル２Ｆ
株式会社ＳｍａｒｔＲｙｄｅ
代表取締役　木村　聡太

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	95,833	流動負債	138,213
固定資産	24,511	固定負債	293,366
		株主資本	△311,233
		資本金	119,630
		資本剰余金	101,081
		資本準備金	69,630
		その他資本剰余金	31,451
		利益剰余金	△531,945
		その他利益剰余金	△531,945
		（うち当期純損失）	（221,355）
合計	120,345	合計	120,345

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は合同会社ユニクションとします。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

広島市中区東千田町一丁目一番五五―五一〇四号　株式会社ユニクション

代表取締役　内海　良夫

第９期決算公告

令和７年12月10日

広島市中区東千田町一丁目１番55―5104号

株式会社ユニクション

代表取締役　内海　良夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,708
	固定資産	2,502,677
	合計	2,542,385
負純資産及び部	流動負債	905
	固定負債	2,710,587
	株主資本	△ 169,108
	資本金	41,750
	資本剰余金	△ 131,917
	資本準備金	41,250
	その他資本剰余金	△ 173,167
	利益剰余金	△ 78,940
	その他利益剰余金	△ 78,940
	（うち当期純損失）	(458)
	合計	2,542,385

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

広島県東広島市福富町上戸野四一五九番地　株式会社藤岡建設

代表取締役　藤岡　龍二

第 37 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

広島県東広島市福富町上戸野4159番地

株式会社藤岡建設

代表取締役　藤岡　龍二

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,272
	固定資産	2,538
	合計	10,810
負純資産及び部	流動負債	24,046
	固定負債	8,366
	株主資本	△ 21,602
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 61,602
	その他利益剰余金	△ 61,602
	（うち当期純損失）	(12,766)
	合計	10,810

第 58 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

愛知県蒲郡市宝町３番12号

山八商事株式会社

代表取締役　鈴木　俊介

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,334,439
	固定資産	13,148,084
	資産合計	14,482,523
負債及び純資産の部	流動負債	1,403,645
	（うち賞与引当金）	(15,665)
	固定負債	8,407,243
	（うち退職給付引当金）	(13,548)
	（うち債務保証損失引当金）	(23,439)
	負債合計	9,810,889
	株主資本	4,668,735
	資本金	100,000
	資本剰余金	42,882
	その他資本剰余金	42,882
	利益剰余金	4,607,174
	利益準備金	21,200
	その他利益剰余金	4,585,974
	（うち当期純利益）	(1,442,255)
	自己株式	△81,321
	評価・換算差額等	2,899
	その他有価証券評価差額金	2,899
	純資産合計	4,671,634
	負債・純資産合計	14,482,523

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

千葉市中央区新町三番地三辰巳ビル五階

（甲）株式会社ＡｍｉＬｉ

代表取締役　森下　一輝

千葉市中央区新町一九―一〇新町ふくろうビル四Ｆ

（乙）株式会社ＡＮＹＷＡＹ

代表取締役　眞治　格

第 7 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

千葉市中央区新町３番地３辰巳ビル５階

株式会社ＡｍｉＬｉ

代表取締役　森下　一輝

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,784
	固定資産	10,500
	資産合計	39,284
負純資産及び部	流動負債	12,481
	固定負債	15,905
	株主資本	10,896
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,896
	その他利益剰余金	7,896
	（うち当期純利益）	(2,005)
	負債・純資産合計	39,284

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

千葉市中央区新町19－10新町ふくろうビル４Ｆ

株式会社ＡＮＹＷＡＹ

代表取締役　眞治　格

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,234
	固定資産	26,953
	繰延資産	300
	資産合計	48,487
負純資産及び部	流動負債	12,671
	固定負債	67,449
	株主資本	△31,633
	資本金	1,000
	利益剰余金	△32,633
	その他利益剰余金	△32,633
	（うち当期純損失）	(25,816)
	負債・純資産合計	48,487

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

（甲）株式会社ビギスト

代表取締役　大東　義朗

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

（乙）ＩＰＣ株式会社

代表取締役　大東　秀輔

第２期決算公告

令和７年12月10日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号

渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ―Ｃ

株式会社ビギスト

代表取締役　大東　義朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,849
	固定資産	32,650
	資産合計	39,500
負純資産及び部	流動負債	80
	固定負債	35,000
	株主資本	4,420
	資本金	5,000
	利益剰余金	△579
	その他利益剰余金	△579
	（うち当期純損失）	(347)
	負債・純資産合計	39,500

第 52 期決算公告

令和７年12月10日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号

渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ―Ｃ

ＩＰＣ株式会社

代表取締役　大東　秀輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,188,532
	固定資産	320
	資産合計	1,188,852
負純資産及び部	流動負債	13,960
	株主資本	1,174,892
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,225,892
	その他利益剰余金	4,225,892
	（うち当期純利益）	(677,935)
	自己株式	△3,061,000
	負債・純資産合計	1,188,852

第 25 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
石川県金沢市広岡三丁目１番１号金沢パークビルＢ１
北鉄金沢バス株式会社
代表取締役　松田　隆一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	771,890	流動負債	619,633
固定資産	2,403,698	固定負債	1,152,378
		株主資本	1,402,420
		資本金	90,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	1,252,420
		その他利益剰余金	1,252,420
		（うち当期純利益）	(109,727)
		評価・換算差額等	1,155
		その他有価証券評価差額金	1,155
資産合計	3,175,588	負債・純資産合計	3,175,588

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月十日
石川県金沢市広岡三丁目一番一号金沢パークビル一Ｆ
（甲）北陸鉄道株式会社
代表取締役　小林　工
石川県金沢市広岡三丁目一番一号金沢パークビルＢ一
（乙）北鉄金沢バス株式会社
代表取締役　松田　隆一

第 16 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
愛知県東海市富木島町新道才58番地
株式会社笑門ケア・サービス
代表取締役　服部　富雄

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,976,358
	固定資産	46,050,639
	合計	56,026,997
負債及び純資産の部	流動負債	13,706,766
	固定負債	51,490,000
	株主資本	△9,169,769
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△10,169,769
	その他利益剰余金	△10,169,769
	（うち当期純利益）	(9,246,160)
	合計	56,026,997

第 15 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
名古屋市中区上前津二丁目13番19号
元気創健株式会社
代表取締役　服部　富雄

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,395,001
	固定資産	4,902,336
	合計	86,297,337
負債及び純資産の部	流動負債	13,325,080
	固定負債	5,392,000
	株主資本	67,580,257
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	57,580,257
	その他利益剰余金	57,580,257
	（うち当期純利益）	(15,133,903)
	合計	86,297,337

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日
名古屋市中区上前津二丁目一三番一九号
（甲）元気創健株式会社
代表取締役　服部　富雄
愛知県東海市富木島町新道才五八番地
（乙）株式会社笑門ケア・サービス
代表取締役　服部　富雄

第 9 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 10 日
広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地１
株式会社ＫＧＧホールディングス
代表取締役　神原　雅弘

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,266
	固定資産	261
	合計	23,528
負債及び純資産の部	流動負債	22,353
	固定負債	517
	退職給付引当金	517
	株主資本	658
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 9,341
	その他利益剰余金	△ 9,341
	（うち当期純利益）	(13,290)
	合計	23,528

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の行う株式会社木下組（本店　広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一）、株式会社木下エネルギーソリューションズ（本店　広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一）、株式会社宝工務店（本店　広島市西区南観音八丁目一四番一一号）、大高建設株式会社（本店　岡山市北区今一丁目一番一〇号）、株式会社藤村組（本店　山口県岩国市美川町南桑二三二〇番地の二）、株式会社ＫＧＳ（本店　広島県福山市西新涯町二丁目三番二五号）及びＫＧＭ有限会社（本店　広島県福山市曙町二丁目一三番五号）及び甲の経営管理事業（株式の保有およびこれに附帯する一切の業務を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一八一頁（号外第一七一号）

令和七年十二月十日
広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一
（甲）株式会社ＫＧＧホールディングス
代表取締役　神原　雅弘
広島県福山市西新涯町二丁目三番二五号
（乙）株式会社神原組
代表取締役　神原　雅弘

令和６年度決算公告

令和７年 12 月 10 日
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬355番地
トモノ不動産株式会社
代表取締役　伴野　健治

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,625
	固定資産	1,129
	繰延資産	3,518
	合計	20,273
負債及び純資産の部	流動負債	13,673
	固定負債	15,579
	株主資本	△8,978
	資本金	5,000
	利益剰余金	△13,978
	その他利益剰余金	△13,978
	（うち当期純損失）	(8,580)
	合計	20,273

令和６年度決算公告

令和７年 12 月 10 日
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬355番地
株式会社トモノ
代表取締役　伴野　健治

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	843,849
	固定資産	225,376
	合計	1,069,226
負債及び純資産の部	流動負債	834,237
	固定負債	152,270
	株主資本	82,718
	資本金	15,000
	利益剰余金	67,718
	その他利益剰余金	67,718
	（うち当期純利益）	(6,452)
	合計	1,069,226

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬三五五番地
（甲）株式会社トモノ
代表取締役　伴野　健治
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬三五五番地
（乙）トモノ不動産株式会社
代表取締役　伴野　健治

第 10 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

鹿児島県いちき串木野市昭和通111番地
株式会社いちき串木野電力
代表取締役　中屋　謙治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	254,494	流動負債	48,710
固定資産	79,063	賞与引当金	630
		固定負債	69,888
		退職給付引当金	1,146
		株主資本	214,958
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	194,958
		その他利益剰余金	194,958
		（うち当期純利益）	（10,859）
資産合計	333,557	負債・純資産合計	333,557

第 27 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

熊本県熊本市中央区帯山三丁目３番１号
株式会社早稲田スクール
代表取締役　井　泰輔

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	949,375	流動負債	490,537
固定資産	1,183,329	固定負債	126,211
繰延資産	3,820	株主資本	1,519,776
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,760
		その他資本剰余金	1,760
		利益剰余金	1,562,016
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,537,016
		（うち当期純利益）	（143,197）
		自己株式	△144,000
資産合計	2,136,524	負債・純資産合計	2,136,524

第 20 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

東京都台東区北上野二丁目18番４号
株式会社インディペンデントインキュベータ
代表取締役　山野　敏宜

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,477,556	流動負債	747,801
固定資産	335,102	商品保証引当金	14,456
		固定負債	432,440
		役員退職慰労引当金	432,440
		株主資本	3,632,417
		資本金	50,000
		利益剰余金	3,582,417
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,569,917
		（うち当期純利益）	（966,930）
資産合計	4,812,659	負債・純資産合計	4,812,659

第 14 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

東京都新宿区新宿二丁目５番12号
ロータスビジネスコンサルティング株式会社
代表取締役　下郡山正男

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	248,153	流動負債	88,973
固定資産	48,948	固定負債	40,000
		株主資本	168,128
		資本金	59,513
		資本剰余金	23,100
		資本準備金	23,100
		利益剰余金	86,015
		利益準備金	5,170
		その他利益剰余金	80,845
		（うち当期純利益）	（59,735）
		自己株式	△500
資産合計	297,102	負債・純資産合計	297,102

第 26 期 決 算 公 告

令和７年12月10日　東京都中央区日本橋兜町13番１号
株式会社フィナンテック
代表取締役　甲斐　昌樹

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	452,714	流動負債	70,209
固定資産	272,068	（賞与引当金）	（3,149）
		固定負債	32,365
		（退職給付引当金）	（12,117）
		株主資本	622,207
		資本金	100,000
		資本剰余金	128,685
		その他資本剰余金	128,685
		利益剰余金	418,092
		利益準備金	16,761
		その他利益剰余金	401,331
		（うち当期純利益）	（58,482）
		自己株式	△24,569
合計	724,782	合計	724,782

第 89 期 決 算 公 告

令和７年10月23日　富山県富山市三郷６番地
明治薬品株式会社
代表取締役　益田和二行

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,647	流動負債	15,992
固定資産	3,442	（賞与引当金）	（63）
有形固定資産	2,777	固定負債	511
無形固定資産	11	（退職給付引当金）	（364）
投資その他の資産	653	株主資本	△4,477
		資本金	98
		利益剰余金	△4,575
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	△4,599
		（うち当期純損失）	（4,876）
		評価・換算差額等	63
		その他有価証券評価差額金	63
資産合計	12,089	負債・純資産合計	12,089

第 81 期 決 算 公 告

令和７年12月10日　鹿児島市中央町18番地１

南国殖産株式会社

代表取締役　上野総一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,812	流動負債	45,793
固定資産	95,177	（賞与引当金）	（552）
有形固定資産	70,050	固定負債	43,598
無形固定資産	345	（退職給付引当金）	（1,256）
投資その他の資産	24,781	（特別修繕引当金）	（451）
		（役員退職慰労引当金）	（178）
		（完成工事補償引当金）	（37）
		負債合計	89,392
		株主資本	42,234
		資本金	500
		利益剰余金	41,734
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	41,609
		評価・換算差額等	4,363
		その他有価証券評価差額金	4,363
		純資産合計	46,598
資産合計	135,990	負債・純資産合計	135,990

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	164,069	特別利益	1,177
売上原価	140,078	特別損失	1,848
売上総利益	23,991	税引前当期純利益	3,723
販売費及び一般管理費	20,624	法人税、住民税及び事業税	1,429
営業利益	3,367	法人税等調整額	△ 230
営業外収益	1,598	当期純利益	2,524
営業外費用	571		
経常利益	4,394		

第16期決算公告

令和７年12月10日
福岡市中央区警固二丁目２番23号
アルファシンク株式会社
代表取締役　朝永　俊二

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,237
	固定資産	39,153
	合計	71,391
負債及び純資産の部	流動負債	7,340
	固定負債	48,563
	株主資本	15,486
	資本金	15,000
	利益剰余金	486
	その他利益剰余金	486
	（うち当期純損失）	(5,046)
	合計	71,391

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日
福岡市中央区警固二丁目二番二三号
アルファシンク株式会社
代表取締役　朝永　俊二

第14期決算公告

令和７年12月10日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
EXFO JAPAN株式会社
代表取締役　ジェルマン・ラモンド

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,826
	合計	28,826
負債及び純資産の部	流動負債	3,695
	株主資本	25,131
	資本金	5,000
	利益剰余金	20,131
	その他利益剰余金	20,131
	（うち当期純利益）	(2,885)
	合計	28,826

第10期決算公告

令和７年12月10日
香川県高松市林町2217番地44
ネクスト香川304
メロディ・インターナショナル株式会社
代表取締役　松原　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	137,416
	固定資産	1,882
	合計	139,298
負債及び純資産の部	流動負債	57,038
	固定負債	164,348
	株主資本	△82,087
	資本金	165,000
	資本剰余金	322,966
	資本準備金	322,966
	利益剰余金	△570,053
	その他利益剰余金	△570,053
	（うち当期純損失）	(55,925)
	合計	139,298

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十日
香川県高松市林町二二一七番地四四ネクスト香川三〇四
メロディ・インターナショナル株式会社
代表取締役　松原　一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです
（乙）https://ai-tech.co/

令和七年十二月十日
東京都港区麻布台一―三―一麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
（甲）株式会社クラウドワークス
代表取締役　吉田浩一郎
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（乙）株式会社ＡＩｔｅｃｈ
代表取締役　酒井　亮

令和７年12月10日
東京都港区麻布台１―３―１
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
株式会社クラウドワークス
代表取締役　吉田浩一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,926,566
	固定資産	6,045,759
	有形固定資産	10,528
	無形固定資産	327,785
	投資その他の資産	5,707,445
	資産合計	13,972,326
負債及び純資産の部	流動負債	4,074,636
	固定負債	3,184,642
	負債合計	7,259,278
	株主資本	6,454,394
	資本金	2,803,168
	資本剰余金	3,030,952
	資本準備金	3,030,952
	利益剰余金	620,536
	利益準備金	28,356
	その他利益剰余金	592,180
	（内、当期純損失）	(396,438)
	自己株式	△262
	評価・換算差額等	45,566
	その他有価証券評価差額金	45,566
	新株予約権	213,087
	純資産合計	6,713,047
	負債・純資産合計	13,972,326

第51期決算公告

令和７年12月10日

東京都千代田区内幸町一丁目３番１号

株式会社サンマリノ

代表取締役　貞永　明彦

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,608
	固定資産	705
	資産合計	7,313
負債及び純資産の部	流動負債	4,317
	固定負債	1,226
	退職給付引当金	49
	負債合計	5,543
	株主資本	1,780
	資本金	50
	資本剰余金	30
	その他資本剰余金	30
	利益剰余金	1,748
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,736
	（うち当期純利益）	(401)
	自己株式	△48
	評価・換算差額等	△10
	その他有価証券評価差額金	△10
	純資産合計	1,769
	負債・純資産合計	7,313

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十日
東京都千代田区内幸町一丁目三番一号
（甲）株式会社サンマリノ
代表取締役　貞永　明彦
東京都千代田区内幸町一丁目三番一号
（乙）株式会社フェールヴォワール
代表取締役　不破　一貴

第26期決算公告

令和７年12月10日
東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
株式会社フェールヴォワール
代表取締役　不破　一貴

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	240
	資産合計	240
負債及び純資産の部	流動負債	140
	負債合計	140
	株主資本	99
	資本金	3
	利益剰余金	96
	その他利益剰余金	96
	（うち当期純利益）	(41)
	純資産合計	99
	負債・純資産合計	240